

千代田区労協第59回定期大会

2014年度活動報告と2015年度方針

はじめに

——独裁「安倍内閣」を打倒しよう——

昭和30年(1955年)7月のプロレスリング国際大会が中継された街頭テレビの前は連日超満員の人々で埋めつくされ、東京・新橋駅西口広場では1万2000人を記録したと歴史は語っています。

子どもの頃は、プロレスは「ルールのある喧嘩」と聞かされていましたが、いつの日か「ストーリーのある喧嘩」ということがわかってきました。日本にやって来る米国人レスラーらはすべて「悪役」という役を演じ、最後には必ず日本人レスラーに敗れるという筋書きでした。

プロレス界と同じ時期に、政治の世界では「55年体制」と呼ばれる、与党第1党の自由民主党が政権を維持し、野党第1党は日本社会党が占めるという構図が成立していました。法案の成立には、最初は反対しながら最後は自民党と妥協する社会党、まさに「ストーリーのある与野党対決」が演じられていました。それも「国労が崩壊し、総評が崩壊し、そして、社会党が崩壊した。一連でやったことで、意識的にやった」と中曽根康弘元首相が、2005年1月20日NHKテレビで公然と語ったように、その後は強力な野党が現れませんでした。

少数野党の度重なる離合集散を経て、2009年に民主党が政権の座に就きましたが、わずか3年で自民党が政権に帰着き、そこから日本の国としてのかたちが徐々に変貌し始めました。それまでの歴代の自民党政権は、総裁候補を擁する派閥の均衡体制であり、内部的な統制や批判といった一定の節度と緊張感がありました。

と同時に選挙の際の大票田となる第一次産業には特に手厚い施策を取り続けていました。保守党と言われながらも自民党内には、過激な「タカ派」やそれに対抗すべくリベラル志向の「ハト派」が存在しており、時の政権の独走にストップをかける力となるなど「ストーリーのある政治」が続いていました。

2013年の参議院選挙は、メディアが「ねじれ解消」という自民党の選挙公約に積極的に加担する報道を展開しました。その結果、衆参両院で与党が過半数を占めていないことが、「きめられない政治」と悪宣伝され、それが自民党の1党独裁という政治体制を誕生させてしまう要因にもなりました。

そんなメディアの後押しを受けて安倍晋三首相は日増しに傲岸不遜の姿勢をむき出しにして、今年2月の衆院予算委で、憲法改正ではなく解釈変更により集団的自衛権の行使を容認できるのかと問われ、「(憲法解釈の)最高の責任者は私だ。政府答弁に私が責任を持って、その上で私たちは選挙で国民の審判を受ける。審判を受けるのは内閣法制局長官ではない。私だ」と答弁するまでに至りました。

通常国会が閉幕し、「内閣提出法案の97%を成立させた充実した国会」と自画自賛している総裁特別補佐の萩生田光一の言葉は、そのまま安倍晋三首相の気持ちを代弁しているのでしょう。重要法案を国民の反対の声を無視し、強行採決して法案の成立実績を誇ったところで、国民からの支持は得られないことは確かです。

政府・与党側が丁寧に説明し、国会での十分な時間をかけて審議を尽くし国民が理解し納得したうえでの採決ならば民主主義は生きてくることでしょう。しかし安倍政権は自ら民主主義を否定するかのような、また「立憲主義」の真の意味を理解できないまま、憲法65条を曲解して「憲法解釈については、最高裁判所が解釈を最終的に確定するが、行政府が憲法65条の下、行政権執行のために憲法を適正に解釈するのは当然」とまで言い切っています。

まさに、節度も謙虚さもかなぐり捨てた「ルールなき政治」が横行し明らかに今までとは異なった方向に進んで行こうとしています。

7月1日には、1万人を超える国民の反対の声を無視して、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定がなされました。「戦争への道を後戻りできなくなったノー・リターン・ポイントはいつなのか、その時代に生きていた人は、意外とそれに気づけない。今がその時ではありませんか」という作家、半藤一利さんの言葉が現実的になろうとしています。

この閣議決定が実効されるには多くの法律の改正が必要となりますが、安倍晋三首相は地方の選

挙での国民の反発を恐れて来年の統一選挙以降に法案を提出しようとしています。

まだ、この流れを押し止め、押し返す時間は十分にあります。

戦後守ってきたこの国のかたちが安倍内閣によって歪められることがないように、知恵を絞り、戦略を練り、国会の内外の力を結集する、そんな運動の先頭に立って労働組合の真価を発揮することが求められているのではないのでしょうか。

I、私たちを取り巻く情勢の特徴について

安倍政権になっても、大企業・多国籍企業のための政治、労働者・国民を犠牲にする「構造改革政治」が行われ、私たちの暮らしは悪化し続け、賃金は上がらず、貧困と格差は拡大したままとなっています。また、憲法を無理やり解釈変更して「集団的自衛権行使」「海外での戦争」ができるように、閣議で強行決定し、軍事大国化の姿勢を前面に出し、平和と民主主義の危険性をますます増大させています。

こうした労働者を取り巻く厳しい情勢を分析し、私たちの側の運動の方向性について、以下、記述します。

1、政治・経済情勢及び労働者をめぐる情勢について

(1) 安倍政権の経済・財政運営の方針

①安倍政権の「経済財政運営と改革の基本方針2014」と「日本再興戦略改訂」大企業だけが潤い、国民が貧しくなる方針

安倍政権は6月24日、「経済財政運営と改革の基本方針2014」と「日本再興戦略改訂」の二つの方針を閣議決定しました。

その方針では、1) 来年度から法人実効税率を引き下げる、2) 2015年10月に消費税率を10%に引き上げる、3) 社会保障給付の削減と社会保障費自然増の抑制、4) 医療費支出の抑制、年金給付額の削減・支給開始年齢の引き上げなどを実施・検討するとしていました。

雇用分野では、労働時間規制をなくし、残業代をゼロにする「新たな労働時間制度」を創設し、裁量労働制の新たな枠組みの構築をするとしています。

原発については、再稼働のために、国も前面に立つと宣言し、原発輸出も行うとしています。

さらに、デフレ脱却の経済政策を支えようと、株価をつり上げるために、我々の公的年金の株式運用拡大を行うというとんでもないことを進めようとしています。

安倍政権の二つの方針は、労働者・国民の暮らしを犠牲にし、日本経済をかえりみず、大企業・多国籍企業が潤うための施策となっています。

今求められているのは、大企業・多国籍企業の利益を誘導することではなく、労働者の賃金を増やし、消費と需要を活発にして、経済を立て直すという方向に経済政策、財政政策の転換を図ることが求められます。

②オリンピックに向けて突き進む巨大開発と財政支出——国民生活を置き去りにしたままで

政府の大胆な金融緩和と財政出動による円安、株高で、2014年3月期の企業の決算は、良好となっていますが、実際の経済状況は、円安と消費税増税によって物価だけが上がり、中小企業や国民生活はよくなっていません。

産経新聞とFNNの合同世論調査(2014年7月19、20日)でも、安倍首相の景気・経済対策を「評価しない」との回答が47.1%と「評価する」を7.7ポイントも上回っています。

また、2013年では、建設業、飲食業・宿泊業などサービス業、小売業などの企業の休廃業・解散件数は2万8943件で、過去10年で最多となっており、消費税増税や円安など、安倍政権の経済政策の影響をまろに受けています。

そして、6年後のオリンピック開催に向けて、東京・日本が大きく変えられようとしています。オリンピック施設、関連道路を含めて巨大開発が計画され、そこに巨額の財政が投じられようとしています。集中する湾岸部の地価はすでに高騰し、超高層マンションの建設も相次いでいます。

しかし、急激な国づくり・街づくりは、ひずみを生んで、国民生活を置き去りにしていきますので、新国立競技場の建替えなどを含めて、見直しが求められます。オリンピック関連の巨大開発への財政投資は、これまでの浪費型・開発型経済運営と何ら変わらず、心配されている大震災に対応したまちづくり、福祉の充実などは、後回しにされていますので、この流れを変えていく

必要が強く迫られています。

(2) 大企業の内部留保増えるが労働者の年収増えず——基本賃金と最低賃金の引き上げが求められる

①労働者の平均年収は、国税庁の民間給与実態調査で、1997年の467万円をピークに、2012年で408万円と59万円も減少しています。年収200万円未満の人が1000万人を超え、低賃金で不安定な非正規雇用が4割近くを占め、貧困と格差が広がっています。

一方で、大企業は賃金を抑制し、正規から非正規雇用への置き換えを進め、下請企業の単価削減を徹底し、その内部留保が304兆円(2013年度末)と過去最高となっています。大企業の利益は、株主への配当、役員報酬の引き上げ、内部留保に積み、労働者の賃金にはほとんど回されていません。

②消費増税の影響で、2014年4月の消費者物価指数は前年同月比3.2%に急上昇し、収入が増えず、労働者・国民の生活はますます苦しくなっています。

また、安倍政権は、「給与制度の総合的見直し」で、国家公務員に対して新たに恒久的な賃下げをねらっています。この賃下げは、地方公務員や独立行政法人など約625万人の賃金引下げに直結し、地域経済に深刻な影響を与えることが予測されます。

③現在の最低賃金は、全国平均で764円でしかなく、これではとても暮らしていけない状況です。少なくとも全国一律で、早急に時給1000円以上にするのが、切実に求められています。しかし、中央最低賃金審議会は、2014年7月、最低賃金の「目安」額を全国平均で16円引き上げると決めましたが、消費増税分、物価上昇分の穴埋めもできず、依然低い額となっています。

アメリカでは、オバマ大統領が最低賃金の引き上げを打ち出し、ドイツ連邦議会も、全国一律最低賃金制度の導入を決めており、世界では最低賃金を引き上げる流れです。

最低賃金の引き上げで労働者全体の賃金を底上げし、働く人たちの所得を増やして暮らしをよくすることが、経済の再生にとって欠かせない課題となっています。

(3) 労働者派遣法大改悪は「生涯ハケン」・「正社員極力ゼロ」社会への道——残業代をゼロにする新たな労働時間制度

①労働者派遣法大改悪案は廃案になったが……

「生涯ハケン」・「正社員極力ゼロ」をまねく労働者派遣法大改悪案は、前通常国会で審議入りができないまま廃案が確定しました。このことは、安倍首相が「集団的自衛権の行使容認」に執念を燃やし他のことに力を注げなかったとはいえ、私たちの世論と運動によって政府・与党が追い込まれたものといえます。

一方、パートや契約社員など非正規社員を正社員に登用する動きが出てきています。これまでは、人材を含め「聖域なきコスト削減」に企業経営者の意識が向かっており、人材派遣会社が重宝されていましたが、グローバル化や国内市場の縮小、少子化などで経営環境が厳しくなる中、人材への投資が競争力強化の優先事項になってきたものといえます。

引き続き、労働者派遣法大改悪案を国会に提出させない、労働者派遣法そのものの見直し、非正規雇用を限りなくなくしていく運動が重要となっています。

②「新しい労働時間制度」で合法的に賃金が支払われない事態に

安倍政権は、アメリカにならって、労働時間規制を外す新制度について、「年収1000万円以上」とし、仕事の範囲が明確で、高い職業能力を持つ労働者として対象を絞り込み、残業の概念をなくそうとしています。アメリカでは、制度を悪用した違法な除外のケースも多発して多くの集団訴訟が起きている実態があります。

一方、残業代をゼロにし裁量労働制の拡大をする「新しい労働時間制度」もめざしています。労働総研の試算では、「新しい労働時間制度」で、対象となる労働者は、年収400万～999万円の層で960万人に達すると指摘しています。このもとで労働時間規制が適用除外されると、年間、総額5兆1000億円の残業代が労働者から奪われるとしています。

これらは、労働者には働いた分の賃金を支払わずに、企業の人件費支出を抑えようとするもので、断じて容認できないものとなっており、反対運動の強化が求められています。

(4) 広がる貧困と格差で不平等化が進行

①現在、日本では、貧困と格差の拡大、所得の二極化が進行し続けています。

7月15日、厚生労働省が発表した「国民生活基礎調査」では、所得が少ない人の割合を調べ

た「相対的貧困率」は16.1%で、2009年と比べて0.1ポイント悪化しました。18歳未満の「子どもの貧困率」は、前回比0.6ポイント増の16.3%で、初めて全体の貧困率を上回りました。1985年以降でいずれも過去最悪となっています。

これは、非正規雇用が増加し所得が減り、高齢者世帯が増えたことなどが要因です。

②労働者の賃金は1997年をピークに減少傾向にあり、全雇用労働者のうちに占める非正規雇用の割合も4割近くになっています。また、生活保護利用者は増加し続け、経済・生活問題を理由とする自殺は依然として年間5000人を超え、餓死・孤独死もあります。

低所得のために国民健康保険料が減額となる世帯が、2012年度は885万世帯を超え、過去最多になっています。

若者の2人に1人は非正規雇用という低賃金・不安定な状況です。正社員であっても異常な長時間労働を強いられ、労働者を心身ともボロボロに使い捨てる「ブラック企業」が若者たちの未来と希望を奪い、貧困と格差を広げています。

③ところが、政府の社会保障制度改革は、「自助」や「共助」を強調して、「公助」国の責務を後退させ、社会保障費を抑制してきており、国民の生活や老後に対する不安は高まっています。

このように拡大する貧困と格差問題に対しては、税と社会保障による所得再分配機能を発揮させることが重要であるにも関わらず、政府は対応しようとしていません。

憲法が保障する生存権や法の下での平等の観点から見て、貧困と格差の拡大について、社会保障を拡充し、所得再分配機能を強めて、「不平等」を克服することは、喫緊の課題となっています。また、最低賃金の大幅な引き上げと地域間格差の是正が求められています。

(5) 消費税の8%、10%への増税で国民収奪——一方で法人税の減税は不公平

① 消費税について、国民には2014年4月から8%に増税し、2015年10月からは10%への消費税増税を狙っています。デフレ脱却政策により、物価は上がり、消費税も上がる中で、国民生活は益々苦しくなっています。

一方で、税源確保の見通しのないまま、企業には法人税を減税しようとしています。大企業には、既に、復興特別法人税の廃止、投資減税などで、1.5兆円の減税となっています。

ところが、財界・大企業は法人税減税に加え政策減税も恒久化すべきとの要求を出しています。法人税の実効税率は、今でも20%台前半であり、1%引き下げれば約5000億円の財源が必要になります。

政府は、法人税減税の財源確保として、中小企業など法人税を払っていない法人に対して、法人事業税の外形標準課税や法人住民税の「均等割」の拡充等で課税強化を狙っています。

②総務省が6月27日発表した5月の全国消費者物価指数（生鮮食品を除く）は前年同月比3.4%上昇の103.4と、12カ月連続で上昇しています。エネルギー価格の上昇に、消費税率が8%に引き上げられた影響が加わっています。

また、総務省の家計調査（5月分速報）では、勤労者世帯の実収入は実質4.6%減少しました。2人以上の世帯の消費支出は前年同月比で実質8.0%減となっています。

このように、消費税増税と物価上昇は、国民生活に大きな影響を与えており、2015年10月からの消費税増税と企業減税のストップが求められています。

(6) 国益を損なうTPP

安倍政権は、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）を「アベノミクス」の柱と位置づけ、反対世論を無視し続け、大幅な妥協の上で、何が何でも日米合意などを行おうとしています。

しかしながら、2014年4月末、日米首脳会談でTPPの日米交渉について、「前進する道筋を特定した」と共同声明を発表しましたが、農産物の関税問題などで、未だに合意できず、TPPに参加を表明した12カ国の交渉も大幅に遅れています。

アメリカからは、コメや牛肉・豚肉など農産品の関税撤廃や輸入自動車の安全基準見直しなどで、日本側の大幅な譲歩が迫られています。

TPPは農産物だけでなくあらゆる工業製品やサービスについても関税をゼロにし、規制を撤廃するのが原則です。関税の撤廃及び削減でも、国内農業に重大な打撃を与え、自民党の選挙公約や国会決議に違反します。

文字通り「国のかたち」そのものを変えるものであり、農業者はもちろん労働者や医療関係者などが強く反対してきました。日米が年内合意をめざす中、引き続き、TPPからの撤退を求め

て、地域から運動し、日本の食糧主権などの国益を守っていくことが重要です。

(7) 「年金制度」・「医療・介護総合法」等の改悪で進む社会保障の切り下げ

① 2014年6月末に成立した「医療・介護総合法」は、安倍政権が進める消費税増税と社会保障「一体改悪」路線の柱となっています。「社会保障は自己責任」を打ち出し、医療・介護のさまざまな分野で国民に負担増と給付減を強いるものとなっています。

「医療・介護総合法」は、国民に保険料負担増ばかり強いて、介護を受ける権利を奪い、制度の理念をないがしろにしています。「介護難民」「老人漂流社会」を深刻化させ、患者と高齢者の症状悪化を加速し、医療・介護保険の財政をさらに悪化させることとなります。

また、厚生労働省は、入院患者が支払う1給食あたりの自己負担額を、現行の原則260円から、倍近い460円超に一気に引き上げることを狙っています。

② 厚生労働省は、5年に1度行う公的年金の「財政検証」に着手し、支給開始年齢の引き上げなど制度改悪を示唆しています。

厚生年金は、65歳支給へ引き上げている最中ですが、これにあわせて納付期間も65歳まで5年間延長しようというもので、保険料負担増が5年で約90万円に対し、増える年金額は50万円足らずとなり、受給者にはデメリットとなります。

支給開始年齢をさらに67~68歳に引き上げ、保険料納付期間も同じく延長する考えも示しています。さらに、少子化と高齢化に応じて自動的に年金水準を削減する「マクロ経済スライド」を強化します。

「マクロ経済スライド」は、現役世代の減少などを理由に年金財政が毎年0.9%悪化すると見込み、物価は1%増でも年金は0.1%の伸びに抑える仕組みです。

保険料は2017年まで連続して引き上げ、給付水準は現役の手取り収入の約62%（2009年）から50%以下に減らす計画です。

政府は、「100年安心」といって、2004年に年金改悪を強行しましたが、たった10年でその「年金改革」が破たんしたといえます。年金制度改悪を中止して低年金を底上げする、最低保障年金を確立する、財源も消費税に頼らず、ムダ遣いの一掃と応能負担の税制改革で確保することが急務となっています。

(8) 労働者の人権をないがしろにしたJAL争議高裁判決

JAL不当解雇に対して出された東京高裁の2つの判決は、裁判ルールを逸脱し、社会規範に反した誤った判決であり、断じて容認できないものです。東京高裁は、「更生会社として合理的な経営判断の下でされた首切りは認められる」として、原告らの主張を退けました。また、東京高裁は、整理解雇の必要性の立証責任は会社側にあるという訴訟法の基本ルールを逸脱しました。

この判決が示しているのは、更生会社においては、働く者の人権はなくてもよいということです。このような判決を許すことは、労働者の人権が益々ないがしろにされることとなります。

不当な東京高裁判決の誤りを断固糾弾し、世論の力で最高裁での逆転勝利判決を勝ち取る行動、165名の早期職場復帰を実現するために、地域から支援していくことが重要となっています。

2、平和と民主主義の重大な危険性について

(1) 軍事大国化に執念を燃やす安倍政権——「集団的自衛権の行使」で戦争する国へ

① 安倍政権は、7月1日、国民大多数の反対の声に背き、与党だけで協議し、「日米防衛協力のための指針」の見直しに合わせ急いで、「集団的自衛権の行使容認」の閣議決定を強行し、解釈改憲をしました。

安倍首相は、「万全の備えをすること自体が、日本に戦争を仕掛けようとする企みをくじく大きな力を持っている。これが抑止力だ」解釈改憲を正当化し、「憲法解釈の基本的考え方はなんら変わらない」「憲法の規範性は変更しない」「日本が戦争に巻き込まれるようなことはない」と説明を行い、国民に平気でウソをついています。

これは、戦争の放棄、戦力不保持、交戦権否認をうたった憲法9条を事実上削除するに等しいものです。

集団的自衛権の行使容認を柱とする閣議決定の強行に国民の反対世論が多数となっているため、政府、与党の自民党や公明党は、閣議決定の「Q&A」「一問一答」を広報や新聞等に掲載

し、弁明に追われていますが、その内容はウソとごまかしになっています。

②憲法解釈の変更による「集団的自衛権の行使容認」の策動に対して、保守の政治家、歴代の内閣法制局長官、改憲派の学者などからも、「立憲主義の否定だ」との厳しい批判の声が上がっています。

6月30日と7月1日には、数万人が首相官邸前で抗議と怒りの声を上げました。

安倍政権が「閣議決定」を強行した翌日の7月2日付の地方40紙は、閣議決定を痛烈に批判する社説を掲げました。

朝日新聞の7月4、5日の世論調査では、集団的自衛権を使えるようにしたことは「よかった」は30%で、「よくなかった」は50%でした。

安倍内閣の支持率は、閣議決定の影響もあり43%で第2次内閣発足以来最低となって、与党にショックを与えています。

「集団的自衛権の行使容認」の閣議決定は、戦後の国際秩序を否定する歴史逆行の動きとして、アジア諸国はもとより、世界からも批判と懸念が寄せられています。

③安倍政権は、2014年6月、「防衛生産・技術基盤戦略」を発表し、国内軍需産業の「国際競争力」強化に向け、兵器の国際共同開発・生産の推進を打ち出しました。

また、新たに武器輸出を認める「防衛装備移転三原則」に基づき、戦闘機用のミサイルを英国と共同研究すること、米国への迎撃ミサイル向け部品・迎撃ミサイル「パトリオット2（PAC2）」に使うセンサーの輸出、オーストラリアとの潜水艦の共同開発など、武器輸出拡大に向けた動きを加速しています。

④安倍政権は昨年末、内閣に事実上の「戦争司令部」というべき国家安全保障会議（日本版NSC）を設置する法案と一体で特定秘密保護法を国会内外の反対を押し切って成立を強行しました。そして、年内施行に向け、政令や運用基準の案を発表しました。特定秘密保護法は、防衛、外交などの行政情報について、政府が「安全保障に支障がある」と判断すれば「特定秘密」に指定し、国民の「知る権利」を奪うことになる悪法です。

政令や運用基準の案は、政府の恣意的な運用を防ぐとしていますが、歯止めにはなっていません。

安倍政権は政令と運用基準を形ばかりの意見公募をおこなって秋にも正式に閣議決定、年内に特定秘密保護法を施行しようとしています。国民の目、耳、口をふさぐ特定秘密保護法の施行を許さず廃止するために、地域からの運動が求められています。

⑤そして、自衛隊を海外派兵の軍隊へと大改造し、国民を戦争に動員するために、秘密保護法の年内実行、教育基本法の改悪で「愛国心」の押し付け、メディアへの権力的介入などを進め、「海外で戦争する国」づくり、過去の侵略戦争と植民地支配を肯定・美化する立場に立って、軍事大国化への道を進めています。

今後、集団的自衛権の行使となれば、自衛隊員の数が減少し、徴兵制が敷かれる事態が予測されます。自民党の石破氏は、「徴兵制は（憲法18条の）奴隸的な苦役だと思わない」と言っています。戦争によって、若者を中心として命と人生が奪われる事態となります。日本の貧困が進む中、自衛隊の募集が強化され、志願兵を生む社会的状況になっており、戦前と類似した危険性が出てきています。

また、ウクライナやパレスチナの情勢が緊迫する中で、戦争の危険性が高まっており、自衛隊の海外派遣が現実味を帯びてきています。

以上のような、平和の危険性の中で、「戦争ストップ、徴兵制反対」「集団的自衛権の行使容認撤回」など、国民的な大きな運動にしていくために、地域からの運動強化が求められています。

（2）沖縄の新米軍基地建設などで基地の固定化

①安倍政権は、沖縄県民の多数の反対世論や国民世論に逆らい、普天間基地に代わる名護市辺野古への新基地建設に関わる工事を強行しています。

1996年に日米両政府が普天間基地の返還を、県内移設を条件付きで合意してから初めての着工です。1972年の沖縄の日本復帰以降、県民が決して許してこなかった本格的な米軍基地建設に踏み出したことは極めて重大な事態となっています。

②沖縄では、新基地建設に対し、有無を言わず押し付ける安倍政権の姿勢を糾弾する声があり、「沖縄『建白書』を実現し未来を拓く島ぐるみ会議」が結成されました。

不当な新基地建設工事の中止、米軍基地の固定化をさせないために、2013年1月、県内の全市町村長と議長らが首相に突きつけた新基地建設断念を求める「建白書」で団結し、共同するたたかいを広げることが重要となっています。2014年秋の沖縄県知事選で新基地建設反対の知事誕生に向けて、支援することが求められています。

③安倍政権は、沖縄の負担を軽減すると言う理由で、民間専用空港の佐賀空港にオスプレイなどの軍用機を配備し軍事基地にしたいと、7月22日、これまで佐賀県が反対してきた経緯を無視し、突然の提案をしました。

こうした安倍政権による軍事最優先・民意無視の横暴なやり方に対し、徹底して反対していくことが重要となっています。

(3) 「核抑止力」にしがみついた安倍政権

安倍政権は、核兵器の抑止力にしがみつき、アメリカの核の傘に入っています。また、将来的には核兵器を持とうとする流れも存在しています。

一方、2013年の国連総会では、1996年から採択されている核兵器禁止条約を求める決議に加え、非同盟諸国が提案した核兵器を全面的に禁止、廃絶する「包括的な条約」についての交渉を緊急に開始することを求める新たな決議が3分の2以上の賛成で採択されました。

2015年4月から5月には、核不拡散条約(NPT)再検討会議が開かれます。2014年4月の同会議第3回準備会議では、非核国政府が核保有国に廃絶にむけた行動を迫りました。

今、核保有国を含むすべての国の政府に、速やかな核兵器禁止条約の交渉開始を求める「核兵器全面禁止のアピール」署名の推進が重要になっています。2015年NPT再検討会議にむけて、8月の原水禁大会の成功、核兵器廃絶を求める国際的連帯と共同の行動、そして、地域からの核兵器廃絶の運動が求められています。

3、国民生活に大きな影響を与える原発などエネルギー問題、震災復興問題について

(1) 原発をこの先も使い続ける「エネルギー基本計画」と原発再稼働

①2014年2月下旬、政府がまとめた「エネルギー基本計画」では、原発を「重要なベースロード電源」、原発をこの先も使い続けると位置づけ、現在停止中の原発の再稼働、原発の新増設さえ可能にし、長期にわたり原発依存を続けようとしています。

福島で過酷な原発事故が起きたにも拘らず、福島原発事故の反省がまったく見られない「計画」となっています。原発を何が何でも維持しようとする背景には、将来的には、原発からプルトニウムを作り、核兵器を持とうとする流れがあると考えられます。

原発依存を止めて、太陽光、風力など再生可能エネルギーに転換することが世界の流れですが、「計画」には再生可能エネルギーの目標さえ明示していません。

また政府は、原発の代替電源である火力発電の燃料費上昇が電力会社経営を圧迫しているとして、「このままでは、電気料金を大幅に値上げせざるを得ない、据え置けば、電力会社で債務超過が続出する」との認識を示し、暗に原発の再稼働の必要性があると国民を脅しています。一方、電力会社は経済団体などを通じて、「一刻も早い再稼働を」と、原子力規制委員会に審査を急ぐよう圧力をかけ続け、安全より利益優先の姿勢を露骨に表しています。

②原子力規制委員会は、7月16日、九州電力川内原発1、2号機について、地震対策、火山対策、避難計画が不十分でかつ原発の安全性には目をつむり、再稼働を認め無責任さを表しています。

一方、電力9社が12原発・19基を新基準に基づく安全審査を申請していますが、審査は昨年7月8日に始まったにもかかわらず、原発再稼働反対の世論もあり、審査は遅れています。「福島を忘れるな！再稼働を許すな！」「エネルギー基本計画」の撤回、再稼働反対、原発の廃止、再生可能エネルギーへの転換を求めて地域から運動を強めていくことが、益々重要となっています。

(2) 未だに収束しない福島第1原発と被災者の人権無視の避難生活

①死者、行方不明者あわせて18,517人(2014年3月現在)にのぼる大惨事をもたらした東日本大震災の発生から3年以上経っています。巨大地震と大津波、東京電力福島第1原発事故が重なった「複合災害」は、いまま全国で約27万人に不自由な避難生活を強いています。

②2012年、民主党政権は事故を「収束した」と発表しました。その後の安倍政権も、「収束」とはいえないと認めたものの、「収束」宣言そのものは撤回していません。また、東京電力

も原発を政策として進めた政府も、福島第1原発事故の原因究明を徹底して行わず、責任を全く取ろうとしていません。

東日本大震災の際の地震と津波で電源を喪失し炉心が破壊された福島第1原発は、高い放射能のため1～3号機ではまだ原子炉に近づくことさえできず、4号機からの核燃料取り出しも始まったばかりです。放射性物質で汚染された水は増え続け、屋外のタンクからたびたび漏れ出して地上や海を汚しています。事故やトラブルも後を絶たず、事故は拡大しています。

③本格的な復興への動きは立ち遅れ、避難の長期化で健康を崩す被災者も増加しています。約10万人が入居するプレハブ仮設住宅の暮らしは、すでに限界に達しています。

ところが政府は、避難指示を解除し1年後には、賠償を打ち切り、避難者を切り捨てようとしています。政府には、生活再建と復興に向けて懸命な努力を続ける被災者の願いと想いを正面から受け止め、抜本的な対策を強化することが求められています。

国・自治体は、住宅問題を人権問題、復興の根幹と位置づけて本腰を入れた対策を講じるべきです。

(3) 関西電力大飯原発の再稼働を差し止め

関西電力大飯原発3、4号機の安全性が確保されていないとして、福井地裁は、住民側の訴えを認め、関西電力に運転再開の差し止めを命じました。

「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである」と指摘し、人格権が侵害される恐れがあるとしました。

全国で48基ある原発（他に廃炉が9基）すべて停止していますが、そのうち19基の原発について電力会社などが再稼働を申請し、原子力規制委員会が審査を進めています。

今回の福井地裁の判決を重く受け止めて、原発再稼働の動きは中止すべきです。

引き続き、安倍政権に「原発ゼロ」を決断するよう、地域からの運動強化が求められています。

(4) 持続的な運動で「原発ゼロ、再生可能エネルギーへの転換を」

節目ごとの原発ゼロを目指す大規模な行動、毎週金曜日の官邸前抗議行動など、持続的な運動が続けられています。また、全国の電力9社の株主総会では、「原発ゼロ」を求める株主提案が、東日本大震災後9電力全てに初めて出されました。いずれも反対多数で否決されましたが、「原発ゼロ」を求める国民の力の強さを示しています。

安倍政権の考えは、未だに変えられていませんが、全国で持続的に運動を続けていけば、「原発ゼロ」「再生可能エネルギーの推進」の世論は、大多数となり、政府方針を変えていける展望はあります。地域からも「原発に替る再生可能エネルギーの推進」に関わっていく必要が求められています。

4、賃金を増やし景気回復、労働者・国民が豊かに生きられる社会へ——安倍政権打倒を掲げて、千代田から国民的な運動へ

悪政を進める安倍政権に対抗していくためには、労働者・国民に広く知らせ、大きな反対世論をつくっていくことが求められています。集団的自衛権の行使は、閣議決定だけでは、実際には自衛隊が活動することはできず、根拠となる個別法の整備が必要となります。これからの法律改正をさせない・撤回運動が重要となります。

私たちは、今、原発ゼロ・再稼働反対、TPP反対、社会保障の改悪反対、消費税・増税反対、集団的自衛権行使容認反対、秘密保護法廃止など、重要な様々な課題で、それぞれがたたかっています。

労働者・国民の要求実現をめざすために、一致する要求での共闘を増やし、それぞれの運動を統一し、安倍政権打倒を掲げて運動していくことがとても重要になっています。

そしてまた①「開発型、新自由主義・構造改革」政治、浪費型経済を改めて、持続可能な社会づくり②日米軍事同盟に代わる憲法に基づく日本とアジアの平和の関係づくり③集団的自衛権の行使をせず憲法を守る④雇用のルール確保と社会保障の充実⑤大企業主導に代わる福祉型内需主導の経済政策⑥原発をゼロにし、再生可能エネルギーの推進⑦大震災に強い防災型まちづくり——などを進める、「新しい防災・福祉国家」を展望し、運動を進めていくことも重要です。

安倍政権打倒を掲げて、職場、地域で奮闘し、運動を進めていくことが、益々重要となってい

ます。

Ⅱ、おもな職場をめぐる情勢

(1) 国家公務員

国家公務員の給与を平均7.8%引き下げる「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」は、国公労連の公務員賃下げ違憲訴訟と署名活動等の取り組みにより、法律に規定されたとおり、2014年3月に終了させることができました。同違憲訴訟は、2014年7月17日に結審し、年内の判決が想定されます。引き続き、世論に働きかけ、共感を得ることが重要です。

2014年の人事院勧告をめぐっては、人事院は「給与制度の総合的見直し」がメインとして作業を進め、「既存の給与制度での配分をどうするか」という点を重視していました。

また、「世代間の配分見直しについては、給与構造改革に伴う経過措置部分を除くと大体5%くらいだと」説明してきており、その数字をどういう形で見直すのかについても、「例えば50歳代後半層の級・号俸別の在職状況をみて、あまり影響が出ないような形でやる」としています。

総合的見直しの必要性について人事院は、「国家公務員の給与水準というのは、民間準拠が最も合理的だということでの50年ほどやってきた。適正な給与配分を確保するという観点から、今回、地域間・世代間の給与配分見直しを行う必要がある。それにより、国民の理解を得ることにつながると思っている。給与の全体水準が総原資として決まるという現行の給与制度のなかで、全国各地に所在する官署・国の組織を見たときに、地域間・世代間の給与配分の適正化ということが、公務員給与への国民の理解、および、全体として組織の活力の維持につながるという考え方に立って、我々は今回見直しをする必要があると考えている」と、賃下げありきの姿勢を示していました。

8月7日、人事院は国家公務員の給与等に関する勧告と報告を行いました。官民格差については、月例給、一時金ともにプラスとなり、月例給で0.27%の改善、一時金は0.15月分改善といずれも7年ぶりの賃上げです。

俸給表については、1級の初任給を2,000円引き上げましたが、50歳台後半層職員が在職する各級の号俸が、引き下げられてしまいました。初任給の改善は国公労連の要求に応えたものであり評価できますが、50歳台後半層職員の引き下げは、極めて問題です。

一時金については、公務の年間支給月額(3.95月)が民間の支給割合(4.12月)を0.17月下回っているとして、0.15月引き上げて4.10月としました。一時金の引き上げはすべて勤勉手当にあてられます。その理由は、公務は期末手当66%、勤勉手当34%に対し、民間の一時金の配分状況が、定額的部分54%、査定反映部分46%であることをあげています。

しかし、公正な評価が困難な、人事評価を反映する勤勉手当は圧縮すべきであり、引き上げ分は期末手当に充当すべきです。

最大の焦点であった「給与制度の総合的見直し」については、行政職俸給表(一)について、民間賃金水準の低い12県の官民較差と全国の較差との差が2.18ポイントあるとして、俸給表水準を平均2%引き下げました(1級及び2級の初任給に係る号俸は据え置き)。また、50歳台後半層が在職する3級以上の高位号俸については、最大4%の引き下げが盛り込まれました。

今回の「見直し」は、「職務給の原則」や地域経済への影響を度外視して、地域の民間賃金の水準に公務員賃金を合わせて地域間の賃金格差を拡大し、職務を考慮しない偏ったデータとの比較により、50歳台後半層職員の賃金を引き下げるという内容ですが、人事院は、合理的説明もなく、一方的に勧告に盛り込んでおり、こういった人事院の姿勢は許せるものではありません。

他方で「見直し」では、1.高年齢層の引き下げ対象号俸を極力限定させるとともに、2.行政職俸給表(一)5・6級の号俸延長を認めさせたこと、3.現給保障の経過措置と手当の段階的实施を認めさせたことなど、不十分な「見直し」のなかでも、国公労連の要求を認めざるを得ない状況まで人事院を追い込んだことは評価できます。

②国家公務員の定員

政府は7月25日に「国家公務員の総人件費に関する基本方針(以下、「総人件費方針」)」及び「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針(以下、「機構・定員管理方針」)」を閣議決定しました。

「総人件費方針」では、基本的考え方として、①府省の枠を超えた戦略的・機動的な人材配置の実現をめざす②職員構成の高齢化や雇用と年金の接続に伴う構造的な人件費の増加を抑制するとともに、簡素で効率的な行政組織・体制を確立することにより、総人件費の抑制を図る——などとしています。

また、「機構・定員及び級別定数」については、「定員の合理化」と「府省の枠にとらわれない定員再配置の実施」が示され、それに基づいて「機構・定員管理方針」が策定されます。さらに、級別定数については、「人事院の意見を十分に尊重する」と付記はしているものの、「内閣の重要施策に対応できる体制を機構・定員管理と一体となって実現する」として、内閣人事局に権限が移管された級別定数の設定・改定にかかわって、積極的に関与する意図がうかがえます。労働条件である級別定数の査定にあたっては、使用者による不当な介入を許さず、「改正」給与法第8条の「人事院の意見については、十分に尊重するものとする」ことを完全実施し、労働基本権の代償機能が十分保障されることが最低限担保されなければなりません。

さらに、「総人件費方針」をふまえ「毎年度、概算要求前に、人件費予算の配分方針を定める」としていますが、労働条件と密接に関わる課題が含まれていることから、労働組合との誠実な協議の実施が必要不可欠である。

定員管理については、「5年ごとに基準年度を設定し、府省全体で、対基準年度末定員比で毎年2%(5年で10%)以上合理化する」として、各府省の5年ごとの合理化目標数は内閣人事局が通知するとして、合理化計画の継続を前提としており、永続的に定員合理化計画を策定することが盛り込まれました。

また、各年度の定員管理について、新規増員は「特に必要な場合に限る」とし、既存業務の増大に対しては「自律的な組織内の再配置によることを原則とし、新規増員は厳に抑制する」としています。さらに、内閣人事局が「重要政策に対応した戦略的な定員配置を実施する観点から、府省の枠を超えた大胆な定員配置を推進する」としているなど、府省間の定員再配置が強調されています。

国公労連を中心として、今回の方針に断固抗議するとともに、国民のための行財政・司法を確立する立場から、国民の権利保障機能の後退を招きかねない、政府方針の中止・撤回を強く求め、行政需要に見合った大幅増員が必要です。

③国家公務員の労働時間、メンタルヘルス等健康対策

定員不足の深刻化、業務の多忙化により、超過勤務実態は本省庁、独立行政法人ともいっそう深刻です。さらに、業務負担の増大、人間関係の希薄化等により、メンタルヘルス疾患罹患状況は深刻化しています。

対策の鍵は、管理職のマネジメント改善にあることは労使の共通認識であり、より具体的な取り組みを職場で進める必要があります。

メンタルヘルスケアについては、引き続き厚生労働省の指針で触れている「衛生委員会等において十分調査審議を行い、「心の健康づくり計画」を策定するとともに、その実施に当たっては、関係者に対する教育研修・情報提供を行い、「4つのケア」（「セルフケア」、「ラインによるケア」、「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」及び「事業場外資源によるケア」）を効果的に推進し、職場環境等の改善、メンタルヘルス不調への対応、職場復帰のための支援が円滑に行われるようにする」等の点を参考に、対策を具体化していきます。

④国家公務員の定年後の雇用

雇用と年金の接続については、義務的再任用で対応することが、2013年3月26日に閣議決定され、2014年度から実施されています。

しかし、2014年人事院勧告において人事院は、「給与水準について民間の動向等を適切に把握して対処する」としていましたが、民間との較差を認めながらも改善を見送りました。引き続き、再任用職員の給与水準を求め、希望者全員のフルタイム再任用が可能となり、さらに新規採用を圧迫させないために、定員の別枠化も引き続き要求します。

⑤旧社会保険庁職員の分限免職反対

社会保険庁改革を口実にした分限免職反対・撤回を求めた結果、人事院は、分限免職処分は不当であるとして、旧社保庁職員の不服申し立てに対して、71人の内、25人の処分取り嘉永判定を行いました。

しかし、処分承認となった、秋田、東京、愛媛、愛知の当事者が、不当解雇撤回を求め、各子細に提訴しました。引き続き、毎月の厚生労働省前行動を実施し、旧社保庁と厚労省の分限免職処分の違法性、不当性を明らかにし、全員の処分取り消し判定を行うよう、世論と運動を喚起する取り組みが必要です。

(2) 地方公務員

都知事選

徳洲会からの5000万円の裏献金を巡り辞任した猪瀬直樹前知事の後任を決める都知事選挙が1月23日告示、2月9日投開票の日程で行なわれました。自民党都連と公明党都本部が推薦した舛添要一氏と、日本共産党、社民党などが推薦し、革新都政の会、東京自治労連を始めとした労働組合も推薦決定した日本弁護士連合会前会長の宇都宮健児さんの事実上の一騎打ちとなりました。

千代田区労協は、前年の知事選挙につづいて宇都宮氏の政策を確認し推薦を決定しました。この間、革新都政を取り戻そうと常任幹事を中心に地域の宣伝行動など行い、短期間でしたが、全力を挙げて宇都宮勝利に向けて取り組んできましたが、舛添候補のそれには及びませんでした。

舛添氏は当選後、「世界一の東京にする」と語っています。今の情勢にあわない時代錯誤の言辞です。原発問題でも、安倍政権の命を受けて「再稼働賛成」なのに、「原発に依存しない社会をつくる」と述べ、「脱原発」派の票も手繰り寄せてしまいました。その後、安倍政権の代弁者として「本来」の姿を見せています。

千代田区政

昨年の賃金確定闘争では不当なマイナス勧告(-8.14%、-588円)もあり、5年連続の賃下げでした。国家公務員の人勧がなしでしたので、東京都や特別区だけが下がる道理はありません。そればかりか、住宅手改定当の改定により持家への手当てが削減されました。削減分で32歳以下の賃貸住宅入居者には大幅に住宅手当が増額されました。これは長年、組合が要求してきたのですが、削減となった持ち家の方は年額10万円以上の減収になります。2年の経過措置は設けていますが、今後の給与改定で実損分を取り戻すたかひが必要です。

千代田区役所は今年も50名を超える新規採用がありました。職場には20歳代の若手が送り込まれて活気が出ています。その反面、過去の採用抑制期間の反動で中堅がいない職場もあります。2年目、3年目で主任並みの仕事を任されたり、新人の教育係をしています。それでも慢性的な人手不足は解消されていません。メンタルで休職や年度途中で退職するというケースも珍しくありません。とりわけ顕著なのは保育園や児童館などです。正規の不足分を非常勤や派遣で補っていますが、保育士不足で必要人員を確保できず、そのしわ寄せが正規に集まり休暇を思うように取れない勤務実態となっています。学校用務や土木現業も20年以上採用がありません。このままでは業務に支障をきたすと管理職からも計画的な採用を求める声が出されています。

新規採用者が増えたことで職員住宅の不足が顕著になり、区職労の要求もあり今年度から新規借り上げの単身用住宅が確保されるようになりました。今後は使用料の減額などが求められます。

8月7日にも出されるという国の人勧に注目が集まっています。新聞報道などでは1,000円から2,000円の改定、一時金の4か月回復など久しぶりの増額が見込まれています。1,000円を超す改定は1999年以来になります。ベースアップを経験していない職員も増えている中、増額改定を勝ち取ることで組合員数の減少に歯止めをかけていくよう奮闘していきます。

賃金では、8月7日国家公務員の給料0.27%アップ(1000円少々)の人事院勧告が出されました。10年前に採用された組合員は「ベースアップの経験が無い」と労組幹部に訴えており、今回的人勧が少なく生活改善にほど遠いものであることが、以下給料からうかがえます。

区職員の「14初任給は高卒168,740円(18%地域手当含む)、大卒213,816円(同)とその賃金ではアパート代8万円余りで、昼食はカップ麺と食べたいものも食べられない状況です。

人員では、恒常的人員不足によるメンタルヘルス等が相変わらず発生し、病気による退職者も出ています。年金支給先送りと雇用問題では、年金の1年遅れが今年度から始まり、それに伴ってフルタイム再任用制度が始まりました。低賃金になった上に、現職と同職(係長は係長)のままで職責も同じと、ますます高齢者に厳しい状況となっています。

(3) 大企業の職場

2014年4月決算では、大企業1,000社の内部留保は、1年間で合計23兆円以上も増えたという集計結果が発表されました。このうち、1年間で2,000億円以上を増やした企業は22社にのぼります。増加額が最も多いトヨタ自動車は1.4兆円増、三菱自動車は6,872億円増などが続きます。三菱UFJ、三井住友、みずほの三大銀行グループは合計1兆8,609億円増、ソフトバンク、KDDIといった通信産業や総合商社等も大幅に増やしています。

あわせて上位500社の経常利益は1年間で12兆円から22兆円へと急増しており、それに伴い、1人あたりの役員報酬は11%増となりました。役員報酬と労働者の賃金を比較すると、11社において格差が50倍を超えています。格差が最高となった日産自動車では、カルロス・ゴーン氏の役員報酬9.9億円は労働者賃金の129倍と算定されています。

このようななか、2014年春闘では安倍政権の肝いりによる大企業のベア回答が相次ぎましたが、トヨタ自動車でもベア2,700円、日立製作所や東芝など電機大手でベア2,000円程度にとどまっています。さらに、ベア分は中高年齢層の賃金を押さえ込むこと等で捻出しているという実態もあります。一時金は「業績反映分」として増額されましたが、月例給とともに成果主義賃金制度が徹底されており、労働者の賃金がコストとして管理・抑制される傾向は何ら変わりません。

同時に、労働者の職場環境をみれば、安全衛生は軽視され続けています。例えば、神戸製鋼の鉄鋼事業部門では4月の3週間で、死亡事故を含む5件の重大災害が連続して発生しました。特に「管理監督者」に対する成果主義賃金の徹底により、労働者が競争に追い立てられ、安全より生産性を優先したり、安全衛生にかかわる教育訓練も十分に行われなくなっているという実態が背景にあります。また、改正高年齢者雇用安定法により、65歳雇用が義務づけられたことを受け、賃金体系を中心に中高年齢層の労働条件が押さえ込まれ、60歳以降の継続雇用制度では、同じ仕事でも賃金が半分以下になるため、ベテラン労働者の意欲を奪っています。これらにより、職場での危機管理が全うできなくなっています。

さらに、成果を出すためのサービス残業を含め、長時間労働の実態は改善されるどころか、より深刻化しています。東レでは、1カ月160時間、年間1,600時間という過労死基準をはるかに上回る36協定の特別条項付きの36協定を結んでいることが明らかになりました。また、大手飲食店では長時間労働は蔓延しており、「すきや」では、「過労死ライン」とされる月80時間残業を超えて、月100時間以上も残業している労働者が、一般社員でしばしば100人を超え、アルバイト店員では常に数百人いる状況だったと報告されています。

さらに、リコーや日立製作所、ソニー仙台、ルネサス・エレクトロニクス等において、退職強要と「追い出し部屋」を通じたリストラが進められてきました。

このような大企業による利益優先の不当・不法な姿勢に対して、各地で労働者のたたかいが展開されています。

(4) マスコミの職場

◎新聞産業

新聞経営の指標ともいえる発行部数は、消費税の影響を受けて14年3月と4月をみると朝刊で約20万部、夕刊は31万部の減となっています。

従業員の数も年々、減っています。新聞協会の調査によると、加盟99社でと13年は前年比2.8%減の4万3,704人となっており04年と比べると1万732人(19.7%)減となっています。その一方で、パート・派遣労働者は増加傾向となっています。

このような中でたたかわれた春闘は、6月2日現在で平均6,252円(定昇込み)の回答を引き出しています。これは定昇を含めると3年連続プラスとなっていますが、賃金底上げのためのベアは4年連続マイナスとなっています。ここでも「安倍効果」は見られませんでした。

新聞労連は「特定秘密保護法」「労働法制」「消費税問題」を3大テーマと位置づけ取り組んできました。なかでも秘密保護法阻止のたたかいでは、新聞労連委員長が国会で反対の意見陳述をするなど、運動面でも役割を發揮しました。情報を扱う産業として秘密保護法は手足を縛ることになりかねず、言論・表現の自由を守る立場からも軽視できないものでした。

労働法制改悪反対のたたかいでは、全労連、全労協、MICとともに「雇用共同アクション」を設立し、反対運動に寄与しました。消費税問題について新聞協会は「軽減税率」の適用を求めています。それらを含めて新聞労連の産業政策部内に「消費税問題対策チーム」を設け、議論を深めることにしています。

秘密保護法の強行採決、集団的自衛権行使容認の閣議決定によって、日本は戦争する国づくりへ動き出しています。こういうときこそ「新聞」の出番です。ところがたとえば集団的自衛権行使容認をけしかけられる新聞も散見されました。日本のメディアは、戦前のそれを反省したはずで、それに反する動きは許されないはずで。

改めていうまでもなくジャーナリズムは①反権力②反戦・平和③民主主義と人権擁護——を貫くことにあります。いま、新聞やテレビはこれらを実践しているのでしょうか。残念ながら限られた分部にだけしか見当たりません。今こそ新聞はジャーナリズムの本道に立ち返り、「戦争反対」の立場を貫くべきです。

歴史を後戻りさせるのか、それを阻止するのか。新聞への課題（期待）は大きなものがある、そういっても過言ではないでしょう。

◎出版産業

2014年の書籍・雑誌の推定売上金額は1兆6823億円（前年比3.3%減）と9年連続の前年割れとなりました（出版科学研究所）。雑誌は全体で4.4%減ですが、そのうち週刊誌は8.1%減と、とりわけ厳しい状況となっています。返品率については書籍37.5%、雑誌38.8%となり、雑誌の返品率ははじめて書籍を上回りました。

新刊点数は7万7910点（0.6%減）、雑誌の創復刊点数は86点（12点減）でした。1970年以降最低の数となりましたが、高い返品率にも関わらず、毎日200点もの新刊が送り出される状況には変化がありません。

販売額は減少しながらも、返品率は高いままで大量の新刊発行という出版産業の構造は、経営の弱体化とともに従業員への過重労働負担として現れてきています。

電子書籍市場は930億円（27%増）となっています（インプレスビジネスメディア）が、紙の本の需要とはかけ離れたレベルであることは変わりません。電子書籍端末やアプリは出そろっていますが、すでに撤退したものすらあり、コンテンツが量・質ともに読者のニーズに答えきれていないままだと考えられます。にもかかわらず、電子書籍へは莫大な投資が必要なため、大手と小規模出版社の間でとりくみには極端な温度差があり、二極分化が進んでいます。

また、電子出版に拡張されることとなった「出版権」は、ともすれば通信事業者の権利のみ拡大し、出版社の権利を奪うことに繋がりがかねません。TPPで議論になっている著作権の期限延長（50年から70年へ、いずれは90年？）も、出版社の財政状況に少なからぬ影響を与えます。

このような状況で、国内でもKADOKAWAのような版元（出版社）の合併や、版元・印刷・流通・販売（書店）の枠組みを再構成するかような企業統合が進められています。さらにはIT系などのまったく別業種との連携も拡大する方向で、出版にとどまらないコンテンツ産業へと変容しつつあります。

特定秘密保護法をはじめとする、言論・出版・表現の自由の問題もあります。都の青少年育成条例に基づく不健全指定図書（『妹ばらだいたす』）の自主回収は、児童ポルノ法改悪の強行と連動するかのように行われました。マンガ『美味しんぼ』作中の原発事故の表現をめぐるのは、一部自治体も加わり権力による規制の動きがありました。著作権侵害を「非親告罪化」することで、パロディなどの二次創作を萎縮させるような動きも見られます。

教科書の問題にも大きな動きがありました。2013年末から2014年初めにかけて文部科学省による検定制度の改悪が行われると、それを手始めに矢継ぎ早に教育・教科書にかかわる法律の「改正案」が提出・可決されました。

地方教育行政法の改悪で、本来中立であるはずの教育委員会から中立性が奪われ、首長に従属する機関に変えられました。これにより、権力の教育への支配が容易になります。教科書採択にかかわっては、教科書無償措置法改正により教科書採択地区の変更が可能となりました。小規模町村でも単独で教科書採択ができるようになりましたが、採択権は教育委員会にあるとされているため、「つくる会」系教科書の採択に対するハードルが低くなったともいえます。学校教育法と国立大学法人法も改悪され、大学での教授会の役割が格下げされました。大学自治と学問の自由が破壊され、国に支配される懸念があります。

これらの多くは、安倍首相の再登場によって急激に進められました。

東京・神奈川から始まった特定日本史教科書を排除する採択妨害の動きは、大阪・埼玉など様々な地域に広がり、今も続いています。問題が多い教科書検定とはいえ、そこで認められた記

述すら認めないのであれば、教育の自由はこれまで以上に侵害されます。本来であれば教科書の採択権は、現場で実際に児童・生徒に接する教員にあるのです。

教科書と教育の自由が侵害され、国の求める規範が押しつけられるようになれば、労働の権利は義務とされてしまい、我慢を強いられて要求することもできなくなり、やがては徴兵の義務にまで拡大していく危険があります。そのため、教科書と教育の自由を求めるたたかいは、すべての労働者にかかわるたたかいといえるでしょう。

◎民放の職場

民放労連の14春闘は、1月に開催された臨時大会で、「今春闘は賃上げ当たり前。ベア春闘」の認識を確認しはじまりました。また、安倍政権の特定秘密保護法案強行、集団的自衛権行使容認閣議決定などの暴走に抗して「職場とくらしに憲法を活かし、誇りある働き方を実現しよう」のスローガンを採択しました。賃金要求4つの柱（ベア・初任給・半年収・最低賃金）を提起し、民放労働者全体の賃金底上げを求めたたたかいました。とくに京都放送労組は3年連続で4つの柱すべてを勝ち取り労働運動のモデルとなるたたかいを展開しました。ベア獲得組合は、10数年ぶりに「ベアゼロの壁」を破った岩手放送労組、静岡第一テレビ労組、九州朝日放送労組をはじめ20組合3支部となり、昨年13組合2支部を上回り、2000年以降最高だった2005年の19組合1支部を上回りました。月例賃金は、70組合6支部が妥結・収拾し平均手当込7,667円2.62%アップ、同一年齢アップ率は0.1%アップ（昨年0.2%）となっています。

12年度から開始した「1万人の民放労連」の早期実現を目指して立ち上げた「構内労働者組織化プロジェクト」の活動も丸2年となり、最終的には構内労働者の組織化につなげていくことを目指して前進しています。

TNCプロジェクト労組の宮崎幸二さんが違法派遣の是正を求めた裁判で、福岡高裁は宮崎さんのTNCへの社員化の訴えは棄却しましたが、直接雇用申込み義務を定めた「派遣法40条の5」にテレビ西日本が違反しているという事実認定を行いました。宮崎さんは不服として最高裁に上告したたたかいました。

不当な上告不受理により、焦点は派遣元Tプロの雇い止め問題に移行し、九州地連も入った団交や福岡県労働委員会での（あっせん）の結果、最終的には宮崎さんが要求していた復職は叶いませんでしたが、ほぼ組合側の意向に沿う金銭和解となりました。宮崎さんは支援者へのメッセージで「…4年10か月で終わりました。ここで、自分の人生を再スタートするために、これまでの闘争を見つめ直し締めくくりたいと考えています。私の闘いが、今後も続く労働争議に、少しでも力になれば幸いです。これまでの経験を活かし、不屈の精神で生きていこうと思っています」と語りました。

民放労連は、国家権力を監視し、市民・国民の立場にあるジャーナリズムとして、また社会的弱者である労働組合として、これからも現行憲法を守る運動に取り組むことが、社会的責任と考えます。

（5）中小企業の職場

2014年中小企業白書によると、中小企業の売上は2011年に前年度比で-3.2%（製造業-9.0%、卸売・小売業+1.2%、サービス業-5.6%、建設業-2.4%）、2012年+3.1%（製造業-2.0%、卸売・小売業+8.9%、サービス業+4.3%、建設業-3.1%）と2012年は全体としてはプラスに転じましたが、業種によりマイナスとなっています（製造業、建設業）。

中小企業の倒産については近年減少傾向にあり、2011年は12,737件、2012年は12,124件、2013年は10,855件でした。しかし、2013年3月の中小企業金融円滑化法終了関連の倒産は2013年度に42.6%増（435件。東京商工リサーチ。）だったとのこと。この金融円滑化法関連倒産は、2014年4月には3カ月連続で減少し、半減しましたが、今後は消費税増税の影響による倒産に注意が必要との状況です。小売業は4月の消費税増税により4月5月と売上が減少しました。円高による軽油価格上昇（対前年10%以上）も中小企業の経営を圧迫しています。

安倍政権は「日本再興戦略」の中で「開業率が廃業率を上回る状態にする」とし、そのために中小企業・小規模事業者の新陳代謝を促進するとしています。中小企業白書でも「小規模事業者は大企業の苗床であり、また地域社会を構成する一員でもある」、「我が国を起業大国にする」としています。また政府は、海外展開は起業にとっての生き残り策として、「小規模企業振興基本法案」を決定、中小企業政策のパラダイムシフト（中小企業金融円滑化法に代わるもの？）と

しています。内需を促進するのではなく、TPPに見られるように輸出関連企業、大企業を基本とした海外戦略の中に中小企業を位置づけて、起業＝中小企業の新陳代謝を促すというもので、地場産業や長年地域で営業してきた中小企業、そこで働く労働者の雇用を守るという政策ではありません。

労働者の待遇も厳しい状況です。中小の多い全国一般の職場では賃金テーブルのない職場も多く、2014年春闘では明確にベースアップ実施があったのは1組合（1000円）のみで、回答しない職場、会社からの賃下げ提案があった職場、会社廃業の通知があった職場もあります。

中小企業の圧倒的多数が内需関連と思われます。この現状を無視した輸出優先の政策は、内需を益々減少させ、国民生活とともに中小企業の経営を危うくするものです。

中小企業の経営、そこで働く労働者の生活を守るためには、内需を高め、消費不況を改善し、公正取引を行わせる運動が必要です。

（6）JRの職場

東日本大震災が発生して3年が経過しましたが、被災地の復興は、津波と原発事故の放射能による復旧の遅れが出ています。JR東日本は、鉄道の復旧にあたり、公的支援を求めています。黒字会社への公的支援は難しく、また関係自治体の復興にも直結する問題であり、JR東日本の社会的責任、国や自治体のかかわり方を含め、利用者を交えた早急な復興への取り組みが求められています。

国鉄からJRへ分割民営化され、JR東日本、JR東海、JR西日本は好調な収益を上げていますが、その反面JR北海道、JR四国、JR貨物の経営の改善のめどが立っておらず、国の恒久的な支援策が必要になっています。国鉄分割民営化の歪みが今日においても改善されず、より深刻なものになっています。なかでも、JR北海道の事故について利用者から不安の声があがっており、対策は急務となっています。

整備新幹線は2015年に長野ー金沢が、2016年には新青森ー新函館間の開業が予定されています。しかし、分離予定の並行在来線の問題が、地域住民振興に大きくかかわるため、引き続き国への要請をはじめ地域住民・市民団体を含めた世論形成、関係自治体への要請等運動を進めていかなければなりません。

職場では、業務委託、外注化施策などで人減らしによる「効率化」「合理化」が推進され、JR東日本の東京駅においても、昨年の南側乗り換え口に続き、本年7月には中央乗り換え口の71名「合理化」で、丸投げの委託がされましたが、中身は希望者が集まらず、JR本体の出向者39名での出発でした。東京駅の一番収入のある窓口での委託のため、人が集まらず賃金が安く、福利厚生もJR時代とはおおきくかけ離れており、将来に不安を抱えたまま、業務を行っています。

リニア新幹線の建設が具体化されつつあります。ゼネコン中心の計画であり環境破壊を招くこの動き、監視していく必要があります。

この間、国鉄労働組合（国労）は、組織拡大を最重要課題と位置づけ、これら関連企業の労働者の組織化をも含めた取り組みを行ってきましたが、多くの労働者の組合離れの中、目立った成果が見られないのが実態です。引き続き関連労働者の組織化と労働条件の取り組みが、両輪の運動として求められています。

また、依然として減らない輸送事故に対して、多くの地域諸団体と連帯して、利用者の要望を踏まえ、公共交通機関としての企業責任をJR東日本に求めていく取り組みも重要になっています。

Ⅲ、たたかいの課題

（1）賃金引き上げのたたかい

14春闘の結果は、国民春闘共闘の集計（7/26現在）によれば、今年の賃上げは平均6,174円（加重平均、854組合、2.09%）で前年を247円上回りました（昨年は前年比+131円）。

規模別（6/2現在）では、30人未満の組合で5,790円、前年比+778円（昨年-180円）、30～99人で6,043円、前年比+457円（昨年-11円）、300～999人で6,123円、前年比+387円（昨年+848円）、1000人～で6,800円、前年比+170円（昨年+203円）であり昨年同様「中小規模組合での健闘が目立つ」と評価しています。

連合の集計（7/1）では、平均 5,928 円（5, 442 組合）で前年比+1,062 円、+2.07%（昨年は平均 4,866 円、前年比-36 円）でした。規模別では 300 人未満の組合が平均 4,192 円で前年比+555 円(昨年は平均 3,642 円、前年比-68 円)、300 人以上の組合が平均 6217 円で前年比+1,127 円(昨年は平均 5,090 円、前年比-21 円)と規模により差がみられ、ベースアップの有無によると考えられます。

経団連の集計（4 月 20 日）によれば、大手 240 社平均で 7,697 円（2.39%）と前年（111 社平均、5,830 円、1.83%）を大幅に上回り、「ベースアップ実施により大幅増となったことが分かる」と評価しています。

また、東京労働相談情報センターの調査では全都で 5,466 円（4 月 10 日現在妥結額）、飯田橋センターの管内（千代田、中央、新宿、渋谷、中野、杉並）で 5,604 円でした。

中小が多い全国一般東京地本の職場では賃金テーブルのない職場も多く、明確にベースアップ実施があったのは 1 組合（1000 円）のみで、回答すらない職場、会社廃業の通知があった職場もあります。

国家公務員については、大手を中心に民間企業の賃金水準が改善したとして、8 月 7 日に 7 年ぶりの給与引き上げ（0.27%）の人事院勧告が出されました。

千代田区職員も 5 年連続の賃金引下げで、年収が 90 万円下がったとの声もありました。また、高卒の本俸は月 15 万円で家賃 8 万円ではカップ麺の生活との声もあります。本年は賃金引き上げの改定が勧告される模様です。

なお、昨年度までの、国家公務員の公務員給与削減特例法による 2 年間で 7.8%の賃下げは、年収平均 90 万円、多い人で 200 万円に達しています。国公労連 241 名の組合員が原告となった東京地裁に「公務員賃下げ違憲訴訟」は、7 月 17 日に結審、判決は 10 月 30 日に予定されています。

今春闘序盤でアベノミクスは「追い風」との声がありましたが、ベースアップは大手企業のみ、しかも消費税増加分も上がっていない状況です。中小企業ではほとんどベースアップはありませんでした。

大手は、定昇のみといってもトヨタでいえば 1 万円、平均賃金は 800 万円であり、中小企業とは大きな違いです。

千代田区労協では運動方針に「賃金要求相互支持共同追求運動」を掲げています。業種、企業規模により賃金の要求、回答の額は隔たりがありますが、内需主導の経済回復を進めるうえでも、賃金実態、要求や取り組みの交流を行い、確信をもって賃金引き上げの闘いに取り組む必要があります。

（2）全国一律最低賃金制をめざすたたかい

2014 年度については、7 月 29 日の中央最低賃金審議会で、本年度の地域別最低賃金について、全国平均で時給を 16 円引き上げて平均 780 円とする目安を決定し、厚生労働大臣に答申しました。

目安は東京など都市部の A ランクが 19 円、B ランクが 15 円、C ランクが 14 円、D ランクが 13 円で、これにより昨年積み残された 5 都府県（北海道、宮城、東京、兵庫、広島）全てで生活保護基準との逆転が解消されます。

この目安の提示を受けて、東京都の最低賃金は 9 月 1 日に時給 888 円（現行 869 円）に引き上げを決定しました。

しかし、今回も地域間格差は拡大しました（205 円→211 円）。また、東京都の時給でも東京春闘共闘の試算による生活保護基準時給 1490 円（2010 年）を 602 円下回る低額です。

また、2010 年 7 月 2 日民主党政権時に政府と経団連、連合が合意している、生活保護との格差を解消し、2020 年までできるだけ早い時期に全国最低時給 800 円を確保し、状況に配慮しつつ全国平均 1000 円を目指すとしたのにはほど遠い状況となっています。

一方、生活保護について、安倍内閣は 2013 年 12 月「期末一時扶助」の大幅削減を実施、昨年に比べ半額以上カットされた世帯も生まれました。全体としては 2013 年 8 月より「生活扶助」の 3 年で平均 6.5%（670 億円）、最大 10%の切り下げを実行しています。受給世帯の 9 割以上が影響を受けるといわれています。

消費生活保護を切り下げること、最低賃金、就学援助、住民税非課税等の諸制度を抑制（ナショナルミニマムの抑制）する狙いが指摘されており、断じて許すことはできません。全国で1万人以上が審査請求する闘いが行われています。

また、生活保護法改悪、生活困窮者自立支援法が12月に成立し、生活保護からの締め出しが進められようとしています。

千代田春闘共闘では、最低賃金の要求として、「誰でも時給1,000円以上、日額7,400円以上、月額160,000円以上」を掲げ、全国一般では「全ての職場で30歳30万円」の要求を掲げています。

なお、3月13日、4月15日の千代田総行動で全国一律最低賃金制確立をスローガンに掲げました。また、5月22日第一次最賃デーに取り組み、今後最賃問題に関して東京労働局交渉を行う予定です。

貧困化、消費不況が進行する事態を解消し、全ての人が文化的な生活を送り、内需主導の経済回復を進めるうえでも、「3つの共同」「最賃5原則」に基づき、経営側の支払い能力論をうち破る最低賃金の大幅引き上げと、地域間格差のない全国全産業一律最低賃金制の法制化を目指します。

「3つの共同」

- ① 地域・単産組織や全国的なたたかひの共同を強めます。
- ② 自治体、業界団体への要請を強め、地域最賃引き上げの運動を強めます。
- ③ 厚生労働省をはじめ、東京労基局、労基署をつうじて要請行動を行います。

「最賃5原則」

I 最低賃金は「生計費をもとに決定」すること。

II 決定にあたっては「労使対等の原則」にたった労使同数の代表の交渉によること。

III 最低賃金は全国全産業一律を基本とすること。

IV この決定に違反する者に対しては懲役を含む厳罰をもって対処すること。

V 決定された全国全産業一律最低賃金は、国の最低生活保障の基軸にすえ、生活保護等の社会保障や農産物単価、下請け単価の決定の際にも下支えの基準にすること。

(3) 消費税をなくすたたかひ

今年4月1日に消費税率を8%に引き上げる大増税が強行されました。

安倍内閣は今年12月には来年10月から10%への増税を「最終決断」とし、消費税の連続増税への暴走に突き進んでいます。消費税は1%で2.7兆円2%あげれば5.4兆円の大増税です。

前々回の消費税増税が行われた1997年を上回る文字通り史上空前の大増税です。この大増税が国民の暮らしと、営業にもたらす破壊的影響は耐え難いものです。これまでの税制改正は、増税と減税をセットで行って来たが、しかし、今回は所得税などの減税はなく増税のみです。と同時に大幅な物価の値上がり、各社会保険料の引き上げ、年金支給額の切り下げ、医療費の引き上げなどサラリーマン家計への打撃はきわめて深刻です。労働者の年収は1997年以来2012年には平均で約60万円（労働総研調べ）も減少しています。貯蓄なし世帯が3倍にも増えています。消費税は所得が低い人ほど負担が重くなる逆進性が特に問題となっています。

みずほ総合研究所の試算で年収300万円未満世帯は今回の増税で年間消費税負担は57,500円増え約153,000円になるとしています。収入に対する負担率は6.5%に上昇し、年収1千万以上の世帯の2.7%を大きく上回り負担率の格差は税率が上がるほど拡大していますし、この消費税増税によって貧困と格差の拡大をいつそう深刻にしています。

不安定で低賃金の非正規雇用で働く割合は今年6月の労働力調査によると1936万人で、前年に比べ36万人増えました。（厚生省調べ）労働者全体に占める割合は36.8%となっています。働いているのに年収が200万円に届かない貧困層が1090万人に達しています。所得の少ない人に重くのしかかる消費税増税が貧困と格差に追い打ちをかけることは火を見るより明らかです。

また、多くの中小企業が倒産廃業の危機にさらされます。全国中小企業団体中央会の調査では、多くの中小企業が現状でも原材料高、燃料高を販売価格に「転嫁できない」と訴えています。これ以上消費増税となれば、いよいよ転嫁ができず身銭を切って納税する苦境に追い込まれます。これまで大不況の中で必死に頑張ってきた中小企業を廃業や倒産へと追い詰めるものと

なっています。こんな冷たい政治を許していいのでしょうか。

財務省によると 2011 年度の時点で 7 割超の企業が繰り越し赤字をかかえ法人税を納めていない状況にあります。大企業優遇の政治が行われていることを端的に表しています。

消費税が法人税の減収分の穴埋めに使われてきたのはこれまでの実態です。消費税の導入以来の税収は 282 兆円で法人税の減収は 255 兆円とほぼ匹敵しています。このような状況のなか大企業（資本金 10 億円以上）の内部留保は 1997 年度 142 兆円から 2012 年度 272 兆円へ 130 兆円も増加しています。（2013 年度末に 304 兆円と過去最高を更新したと日経新聞がつかえています。）

上記の莫大に増えた大企業の内部留保に今年度の消費増税分 2% 課税するだけで 5.4 兆円確保できると言われています。また、富裕層への優遇を見直して能力に応じて負担する税制改革を進めれば増収になっていきます。今年 1 月より証券優遇税制を是正したことで、わずかそれだけで税収が増えたそうです。（イギリス所得税率 50%、アメリカ 52.296% となっています。）

さらに、ばらまき大型公共事業、法人税減税、軍事費、政党助成金などを縮小、中止すれば税収が確保されます。そして景気を良くするために賃上げ、最低賃金の 1000 円以上への引き上げや全国一律最賃制の確立などと、また非正規雇用者を正規雇用への大幅な移行を図り、そして社会保障の拡充などすれば所得が増え個人消費も拡大します。そういった国民の懐をあたためるまともな成長戦略を進めることこそ日本経済と財政を立て直す大道です。

「消費税をなくす千代田の会」と千代田春闘共闘は 2005 年 10 月より毎週第 3 木曜日に JR 御茶ノ水駅頭で宣伝行動行ってきました。重税反対全国統一行動では麹町。神田税務署に要請行動などを取り組みました。

安倍首相は年末までに消費税再増税 10% を決定しようとしています。この増税に国民の怒り声は益々大きくなって来ています。もう国民の生活は限界に達しています。たたかいはこれからです消費税をなくす千代田の会をさらに大きくし、体制強化を図り消費増税再実施させないために国民のなかに反対運動を持続的に取り組んでいきます。同時に国民の生活をかえり見ない増税内閣を変える運動も積極的に進めていきます。

（4）いのちと健康を守るたたかい

PM2.5（微小粒子）汚染による影響は、呼吸器疾患・循環器疾患が引き起こされ、死亡にいたる場合もある大変怖い有害物質です。東京大気汚染公害裁判の解決を機に、全国の患者会とともに PM2.5 の環境基準設定を環境省に決断させました。1 日平均 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ がその基準です。

しかし、東京都の基準達成状況は自動車排ガス測定局（沿道）が 2011 年度 12 局中すべてオーバーしており、2012 年度は 24 局中 6 局でオーバー。一般測定局（非沿道）では 2011 年度は 16 局中 2 局、2012 年度は 31 局中 20 局がオーバーしており目標道一達成状態が続いています。

主な汚染源は人為的発生源の 34% が自動車排ガスです。中国からの越境汚染が一時報道されましたが、国内発生の PM2.5 が健康に与える影響は大きなものがあります。

東京大気裁判の全面和解条項の一つとして、2008 年度から「東京都大気汚染医療費助成制度」（医療費無料）が開始されています。これは国、都、自動車メーカー等が財源を拠出しており、利用者は 7 万 3 千人を超えています。

この制度は 5 年で見直すことになっていましたが、制度継続の要求は強く運動は広がりました。実質責任者の東京都は 2015 年 3 月で新規認定患者は打ち切り、医療費負担を 2 割にしたうえ、それも 3 年で打ち切るという方針を打ち出しました。

医療費無料助成で通院できるようになり症状が改善し、安心を得ていた患者を不安に陥れています。これでは病院に行くことができなくなる可能性もあるからです。東京オリンピックに使うお金は 4000 億円準備しているといえます。それを使えば 100 年間にわたって助成することができます。住民の健康を大事にする都政への転換が求められています。

1988 年に公害健康被害補償法（公健法）は新規患者の認定を打ち切りました。自動車排ガスによる大気汚染公害に苦しむすべての患者が救済されるには、国による新たな救済制度がどうしても必要です。千代田あおぞら懇談会は、区労協、新婦人千代田支部などと連携して、PM2.5 など区内の排ガス濃度測定（カプセル設置）の取り組みを実施しています。

“国際語、ともなったカローシを防止する「過労死防止法」が 14 年 6 月に成立しました。国

の責任で対策をすすめることを目的としたもので、各方面から歓迎されました。深刻化するメンタルヘルス問題も含めて、労働組合としての対策も強める必要があります。

(5) 整理解雇、リストラ「合理化」に反対し、争議の勝利を勝ち取るたたかい

千代田区労協は、千代田区争議団共闘会議との協力共同を「4つの基本」、「3つの必要条件」を基本にして争議解決に向けて取り組んでいます。▼4つの基本＝①争議団の団結強化②職場からのたたかい③共闘の強化④法廷闘争の強化。▼3つの必要条件＝①要求の明確化②情勢分析の明確化③敵を明確化——がそれです。

現在、千代田区争議団共闘会議には、明治乳業争議団、全国じん肺弁護団連絡会、全労協 全国一般・全労働者組合少年写真社分会、N T T 木下職業病闘争の4つが加盟してたたかっています。

明治乳業争議団は、昨年の都労委「全国事件」への救済命令を契機に、一気に全面解決への展望を切り拓く決意で、都労委対策と会社包囲の運動を様々な角度から前進させてきました。

しかし、結審から1年7ヶ月余も経たあげくの命令は、「解決に役立つ命令」どころか、全面解決への道筋をも困難にする極めて異常なものでした。その特徴は、多くの事件当事者や労働委員会自身の努力によって、蓄積されてきた判断手法からの大きな逸脱であり、この判断手法では救済命令はあり得ないというものです。

命令公布日の5時間余りの抗議行動を始め、都労委の担当公益委員の所属する東京大学への抗議・申し入れ行動、東京地評主催の抗議・宣伝行動、シンポジウム、全公益委員への「公開質問状」(継続中)、都議会での質問・追及など、「労働委員会の変質を許さない」立場を明確にした、共同行動をかつてなく大きく前進させてきました。

同時に、命令直後から争議団会議を重ね、「このままでは終われない」の意思を確認し合いながら、中労委へ再審査申立てを行いました。逆転を目指し、なんとしても解決局面を切り拓く決意で、会社包囲のたたかいと中労委対策を全力で取り組んでいる明治乳業争議団を支援が強く求められています。

少年写真新聞社分会は激しい組合つぶしの争議を、多くの仲間を支えられながら乗り越えてきました。その後、ようやく経営者とも団体交渉で物事が決定できるようになりました。特にこの一年では長年の粘り強い要求の結果、組合掲示板の支社への設置、育児時短の3歳から就学前までの延長などの労働条件を向上させました。しかし、今最も心配されることはオーナー一族の胸先三寸で会社が売却されてしまうことが懸念されていることです。安易に会社を売却させないため、少年写真新聞社分会は常に監視の目を光らせています。千代田区労協は春闘時の社前集会で連帯挨拶し、共闘を示しています。

N T T 木下孝子さんの職業病(頸肩腕障害)に端を発した解雇争議は33年が経過しています。1970年代に入って、電電公社(当時)は国策として電話の普及に力をいれ、「合理化」を推進しました。職場では仕事量は増大し、労務管理強化などでこの事態を乗り切ろうとしました。結果として7000名にも及ぶ頸肩腕障害罹病者を発生させ、木下さんもその中の一人でした。

この問題は国会でも追及され、公社は事態の鎮静化を図るため、長期化する罹病者に対し配転を打ち出し、木下さんも他職場へ配転となりました。配転後は数々のいやがらせを受けながらも治療の充実を訴えましたが、N T Tは聞くどころか木下さんを業務外認定とし、更に不良社員として、1981年6月に免職処分としたのです。裁判では木下さんの訴えは認められませんでした。

N T Tは「裁判で決着済み」という態度に終始しており、これを崩すべく千代田総行動などのさまざまな抗議要請行動で加害責任を追及しました。またN T Tならびに厚労省への団体署名は1000団体を超え、7月22日には署名を携えて、厚生労働省に要請を行いました。さらにN T Tを社会的に包囲し争議解決へと結びつけるため、取り組みを強めています。

じん肺のたたかいは多くの支援を得て加害企業の責任を明確にし、国の責任も明らかにしてきました。しかし今なお多くの企業が解決の引き延ばしを図っています。

特に32回の裁判判決で断罪されながら、患者遺族に謝罪すらない日鉄鉱業や、原告のじん肺罹患の事実自体を否定する三菱重工や三井金属鉱業は極めて悪質な加害企業です。三井金属神岡鉱山じん肺訴訟は、6月27日岐阜地裁で損害賠償を認める判決が出されました。今秋には三

菱重工下関造船所じん肺が広島高裁で判決が出ることになっています。昨年末の大阪泉南アスベスト国賠2陣訴訟の大阪高裁判決は、被害者救済の正当な判断をしました。国は上告したため最高裁でのたたかいが始まっています。建設アスベストは国の責任と製造企業の責任を認めさせ、救済基金創設や石綿救済法の抜本的改正が重要です。

また、トンネルじん肺救済法、基金創設が求められています。数ある加害企業の中でも日鉄鉱業のみは被害者救済を拒み続け、裁判判決で断罪されても争い続けています。

日鉄鉱業は100回目の株主総会を迎え、日鉄鉱業株主会の代表が、前社長に日鉄鉱業におけるじん肺問題の終結について話し合いを申し入れました。日鉄鉱業は総務部長が対応し、6月3日の「じん肺根絶記念碑（北松の碑）」の慰霊祭で総務部長、総務課長が献花を行うことで合意、実行しました。しかし、日鉄鉱業は「謝罪した」のではなく、一つの節目を迎えたに過ぎず、じん肺問題の終結に向けて、今後もたたかいは続きます。

生産性を優先し、労働者の命と健康を犠牲にした結果、今なお多発するじん肺、アスベスト被害を根絶するたたかいは、全ての労災、職業病を根絶するたたかいに連動しますので、取り組みの強化が求められます。

また、2010年大晦日に日本航空から不当に解雇された客室乗務員、パイロットの争議については、千代田区労協はJAL闘争支援国民共闘に発足時から参加し、千代田区労連、中央区労協、中部全労協とともに「JAL闘争支援東京中部共闘」に結集し、闘争支援に取り組んできました。

東京高裁は、地裁の不当な判決を踏襲しそのまま維持しました。裁判のたたかいは最高裁に移っていますが、解雇は不当であるというさらなる世論づくりを強めることが重要になっています。

さらに、千代田争議団には加盟していませんが、民事法務協会労組で、札幌法務局で働いていた組合員の斎藤さんが日本コンベンションから不当な雇い止めをされ、その撤回をもとめる裁判が行われています。このたたかいは、法務省の入札制度によってそこから外された企業の再生と、『乙号事務』労働者を守るたたかいでもあります。

千代田区争議団共闘会議が夏季、冬季に取り組んでいる物販・カンパに、オルグ活動などに積極的に参加し、争議団を物心両面から支えています。

7月には、中国巨龍旅行社 チャイニーズドラゴントラベルの組合結成を支援し、解雇など労働問題解決に強くかかわっています。

(6) 憲法改悪阻止、平和と民主主義を守るたたかい

昨年参議院選挙で安定多数を確保した安倍内閣は、一気に暴走を続けています。公約違反の原発再稼働や海外輸出、TPP推進、改憲策動の地ならしを一気に進めています。これに対し国民の反撃も組織の枠を超えて、連日首相官邸や国会前で抗議活動が繰り広げられています。

特定秘密保護法は、十分な審議を行うことなく12月6日、自民・公明などの数の力で強行採決されました。国会前では深夜まで抗議行動が行われ、国会が民意を反映していないことを目の当たりにさせられました。国民の知る権利を奪い、国民弾圧にもつながるこの悪法を施行させないたたかいは広がっています。

このたたかいと並行して、北大生・宮澤弘幸スパイ冤罪事件の真相解明を求める取り組みを進めました。東京では宮澤さんの命日である2月22日に集会を開き、特定秘密保護法は第二の宮澤さんを作り出す恐れがあることから、この法律の廃止に向けた運動強化を確認しました。

法律の施行に対しても反撃を続けています。8月に行われたこの法律の施行案に対しても常任幹事会としてパブリックコメントを提出しました。

第五福竜丸がビキニで被爆してから60年になります。これをきっかけに日本では原水禁運動が活発になりました。いま世界では核兵器の非人道性が問題にされ、核保有国に対しNPT（核不拡散条約）会議で合意されている核兵器の廃絶の実行を迫る運動が広がっています。原爆投下を正当化しているアメリカでも核兵器の恐ろしさに理解が進んでいます。来年のNPT会議とヒロシマ・ナガサキの被爆70年に向け、毎月6または9の日に行っている69行動を中心に、核廃絶の運動を広げましょう。

原発事故から3年たった今も収束していない福島第一原発問題が解決していないにもかかわらず、再稼働や原発輸出の動きに対し、多くの国民が声を上げ続けています。毎週金曜日の官邸前

集会をはじめ、各地で集会やデモが繰り広げられています。6月28日に明治公園で行われた集会には5500人が参加しました。大飯原発再稼働再留判決を尻目に、川内原発再稼働を規制委が容認するなど政府財界は早期の再稼働を狙っています。再生可能エネルギーへの転換と原発ゼロを目指す取り組みを広げましょう。

安倍首相は原発事故の収束もない中で「原発輸出」をめざしています。そればかりか、戦後70年近く禁じてきた「武器輸出」までも見直そうとしています。すでに三菱重工などが海外の展示会などに出展しています。

沖縄ではオスプレイの強行配備に続き、名護市辺野古への新基地建設問題では1月の名護市長選挙の前に仲井真沖縄県知事が建設直行を容認してしまいましたが、名護市長選挙では現職の稲峰市長が再選され、基地建設反対の先頭に立ち続けています。基地問題が最大の焦点になる11月の県知事選にも支援が必要になります。

改憲策動には政府与党だけでなく、民主党なども協力的です。改憲のための「国民投票法案」は18歳にも選挙権を与える、公務員の運動を規制するなどの問題を抱えたまま与野党8党の共同提案で成立してしまいました。ここでも民意とかけ離れた政治が行われています。各種の世論調査でも憲法改正を求める声は広がっていません。むしろ『9条守れ』の声が広がりを見せています。

集団的自衛権の行使容認の動きに対して、各方面から反対の声が次々と起こり、4月以降、有楽町マリオン前での宣伝行動や国会行動に参加しました。6月17日の日比谷野音の集会には5000人が参加、東京九条の会連絡会主催の憲法集会にも1200人が参加しています。地域の九条の会でもこれをきっかけに活動が活発になっています。

7月1日の閣議決定直後から高校3年生に自衛隊からダイレクトメールが届き、ツイッターなどで「赤紙」が届いたと話題になりましたが、自衛隊員や家族は「いつ戦場に家族が行かされるのか」という不安が広がっています。海外派兵から帰った隊員に自殺や心の病が広がっていますが、戦場となれば比較にならないほど拡大します。「徴兵制」の不安も広がっています。

オスプレイの運用では住宅地上空での飛行禁止や深夜の飛行禁止などの取り決めも反故にされ、厚木基地や横田基地にも飛来するなど、全国各地に飛来するようになってきました。政府もオスプレイ導入を決定し、自衛隊と共用していない佐賀空港に17機も配備しようと計画していますが、突然の計画に周辺自治体に動揺が走っています。

自衛隊の海外派兵を長く取材している東京新聞記者の半田滋氏を講師招き、第23回千代田平和集会を7月24日(木)にカスケードホールにて開催しました。7月1日に閣議決定された集団的自衛権の行使容認に対し、『集団的自衛権行使で何をしたいか安倍内閣 そのトリックを暴く』と銘打ったこの集会には140名が参加しました。

教科書採択への教育委員会の介入が広がる中、政府は道徳教育を強化しようとしています。この狙いには愛国心教育や歴史教育にあり、一部自治体では平和教育にまで政治的であるとして介入するなど戦後教育を否定するものになっています。また、防災訓練の一環として自衛隊の「体験入隊」と変わらない訓練させている学校もあります。教職員組合では「教え子を戦場に送らない」当然のローガンに掲げてきましたが、大きな岐路に立たされています。

憲法と平和と民主主義を守るため、千代田九条の会や平和と民主主義を推進する千代田の会などとも連携して、今後も運動をすすめます。

(7) 文化、スポーツの取り組み

東京芸術座・青年劇場・俳優座・前進座、日本フィルなどの劇団や音楽家と労働者が交流している「千代田文化の会」を通じて観劇・鑑賞だけでなく区労協の運動とも連動しながら活動しています。

消費税増税は観劇・鑑賞活動の大きな足かせになります。増税分は入場料に上乗せざるを得ません。経済的にゆとりがなければ足が遠のくことにつながります。みんなが気軽に鑑賞できるように、増税に反対するとともに、文化予算の大幅な拡充を求めて運動を広げる必要があります。

劇団の公演には統一観劇日を設けるなどの鑑賞活動のほか、お互いの活動にも協力する関係になっています。暑気払いや望年会は普段会えないメンバーも参加も参加し交流するなど貴重な行事になっています。

日本フィルは争議解決から40周年を迎え、現在も活発な演奏活動の合間に「被災地へ音楽を送る」活動や市民コンサートなど、市民とともに歩むオーケストラとして活動を行っています。私たちが共に協力協同していきます。

恒例の千代田スキーは3月1日から2日に尾瀬岩鞍温泉スキー場で開催しました。

いきいきプラザ一番町ギャラリーで年2回実施している「千代田写真展」は第23回を2013年11月15日から21日まで、第24回を2014年5月15日から21日まで開催しました。

今後も引き続いて、各種取り組みを強めます。

IV、たたかいのすすめ方

大幅賃上げ、全国一律最低賃金制度確立、労働法制改悪反対、労働時間短縮、減税、消費税増税反対、社会保障制度改善、人べらし「合理化」反対、労働基本権回復、憲法改悪反対、集团的自衛権行使容認の閣議決定撤回、特定秘密保護法廃止、脱原発、平和・民主主義を守るたたかい、教育・教科書問題など、全労働者、国民共通の要求実現のたたかいは、千代田区春闘共闘委員会を基軸にすすめます。

千代田区春闘共闘委員会の設置および組織運営はつぎのようにおこないます。

①千代田区春闘共闘委員会の設置

各単産の地域組織、千代田区労連、千代田争議団、各民主団体、区労協未加盟組合にも広く呼びかけ、千代田区春闘共闘委員会を設置します。

②千代田区春闘共闘委員会の任務

労働者・国民の要求実現をめざして、共同行動を国会、政府各省庁、財界団体、独占企業本社、および自治体などに対して運動を組織します。たたかいの山場には、区内の労働者と民主勢力が総決起する「千代田総行動」を配置してたたかいます。

③千代田区春闘共闘委員会の組織運営

加盟単産団体の代表者からなる単産代表者会議を意思決定機関とします。幹事会体制は、区労協四役と各参加団体の代表者によって構成します。

④ブロック春闘共闘の設置と役割

春闘共闘全体の運動を、地域、職場のすみずみまで浸透させるために、区労協の4ブロックに春闘共闘を設置します。幹事会体制および機関運営は、春闘共闘に準じて行います。ブロック春闘共闘の役割は、春闘をたたかう近隣の労働組合がお互いにはげましあいながら、手をつなぎあえるように、交流やオルグ活動を日常的・系統的に強め、春闘共闘全体として取り組み、統一オルグ、統一宣伝などの諸行動、および「千代田総行動」の主力部隊としての役割を担います。

⑤各産別地域組織、中部春闘との連携

地域での共同行動の発展にとって、地域の産業別組織と春闘共闘は車の両輪のようにかみ合わせてすすめることが必要です。各代表が春闘共闘の幹事の任務についてもらうほかに、お互いの意思疎通をよりいっそうはかるため、随時、懇談会などを開くよう努めます。また、一致する課題では日本M I C、金融共闘、東京国公などの単産とも共同行動をすすめます。さらに、中部春闘共闘会議の発展・強化をめざし、中央区春闘共闘との連携を強めます。

⑥未組織労働者との連携

国民春闘路線を発展させる立場から、未組織労働者や住民各層に対する働きかけを強め、駅頭宣伝、全戸配布、国民的要求をかかげた署名行動などに取り組みます。

⑦区労協加盟組合や区内未組織労働者からの支援・共闘の申し入れ、および千代田区を主戦場にたたかう全国各地の争議組合、争議団からの支援要請については、常任幹事会の議をへて、当該労働者・労働組合・争議団の主体的力量が強化され発揮できるよう十分配慮して支援・共闘をすすめます。

V、たたかいの目標

(1) 国民生活擁護のたたかい

1. 東日本大震災による被災者支援に全力をあげよう。住民参加、住民本位の復興を実現しよう。自主避難者を含め、原発事故被害の全面補償を勝ち取ろう。
2. 原発をやめさせ、安全で再生可能エネルギーを普及させよう。
3. 政府の大企業奉仕の政策を国民本位に転換させよう。労働者・国民犠牲の政策を許さず、

国民いじめの「構造改革・規制緩和」をやめさせよう。

4. 軍拡と国民収奪の「新自由主義・構造改革」路線に反対し、国民の望む真の行財政改革をかちとろう。

5. 郵政民営化によるサービス低下を許さず、国民の共有財産を守ろう。

6. 銀行業界への公的資金導入をやめさせよう。

7. 公共料金の引き上げをはじめ物価値上げ阻止、「アベノミクス」に反対しインフレ政策をやめさせよう。

8. 消費税増税反対・サラリーマン増税反対。大企業への減免税措置撤廃など不公平税制の是正と所得税・住民税の大幅減税をかちとろう。

9. 年金改悪に反対し、安心して老後の生活ができる最低保障年金の確立など、年金制度を充実させよう。

10. 中小企業労働者の労働条件を改善し、政府・独占の中小企業破壊政策をやめさせよう。

11. 主食、水産物、農畜産物など国民食糧の自給、安全と安定供給を要求しよう。TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に反対し、農民と連携してたたかおう。

12. JRの公共鉄道事業の復元をかちとり、利用者の安全と利便性を守ろう。

（2）くらしと雇用を守るたたかい

1. 賃金抑制攻撃をはねかえして大幅賃上げをたたかいとろう。

2. 公務員の人減らしと賃金引き下げに反対し改善をかちとろう。

3. 成果主義賃金制度導入に反対し、差別賃金制度を撤廃しよう。

4. 地域最賃を時間給1000円以上、日額7400円以上、月額16万円以上に引き上げさせよう。全国一律最低賃金制を確立しよう。年収200万円以下のワーキングプアを根絶しよう。

5. 単身赴任、不当配転など労働者への権利侵害をやめさせよう。

6. 時間外労働規制、深夜残業廃止、サービス残業をなくさせる取り組みを強化し労働時間短縮をかちとろう。

7. 週35時間労働制、完全週休2日制、年間実労働時間1800時間以下を確立しよう。区内の全職場で国民祝日の完全有給化、メーカー有給休日、初年度14日以上有給休暇をかちとろう。

8. 企業内および産業別の雇用保障制度を確立しよう。すべての失業者に仕事と生活を保障させよう。

9. 労働者保護を支柱とした労働基準法の無力化をはかる労働契約法に反対しよう。

10. ホワイトカラー労働者を労働時間規制の適用除外するホワイトカラーエグゼンプションの導入に反対しよう。

11. 日雇い派遣の廃止など、労働者派遣法の抜本改正をかちとろう。あわせて非正規雇用労働者の均等待遇を勝ち取ろう。

12. 労働者派遣制度を職場の欠員を補充する手段として活用させないため、すべての職場での欠員補充、人員要求をかちとろう。

13. 職場に現存する男女差別、労基法違反をなくす取り組み、撤廃された女子保護規定の問題など、男女が平等に健康で働きつづけられる制度をかちとろう。

14. 中高年労働者の働く権利を守るため、定年延長、再雇用制度の確立など、雇用の機会を拡大しよう。65歳定年制を実現しよう。

15. 官公労働者の労働基本権（団結権、スト権、団体交渉権）の完全回復をかちとろう。不当処分をやめさせ、実損を回復させよう。

（3）「合理化」に反対し権利と、いのち・健康を守るたたかい

1. すべての争議団の全面勝利をかちとろう。

2. 首切り「合理化」をはじめとしたリストラの名による労働者攻撃をやめさせよう。「解雇規制法」を制定させよう。

3. 労働行政の反動化に反対し労働者保護に徹した民主的行政を要求し、労働基準監督官を増員させよう。労安法、労災法をはじめ関係法令、通達を改善させよう。

4. 労働災害、じん肺など職業病の絶滅、予防、補償の完全実施をかちとろう。メンタル問題の対策を強めさせ、過労死、自殺をなくそう。療養途中の解雇を阻止し、職場復帰を促進させよう。

5. 育児休暇と介護・看護休暇制度を確立、拡充しよう。
6. 地球環境問題やすべての公害根絶・恒久対策を実現させ、国民のいのちと健康を守りぬこう。京都議定書を発効させよう。
7. 血友病HIVやヤコブ病、肝炎、イレッサなどあとをたない薬害の根絶の取り組みを強めよう。また、ダイオキシンをはじめとする環境ホルモン問題、アスベスト汚染問題、大気汚染の問題などに取り組もう。
8. 医療保険制度改悪・混合診療解禁反対。安心してかかれる医療制度を作ろう。後期高齢者医療制度の撤廃をかちとろう。

(4) 千代田区への要求とたたかい

千代田区内で働く労働者のために千代田区に対し、以下の要求を行います。また、千代田区を住みよく働きやすいまちにするため、住民とともに考え、住民との共闘を強めます。

1. 千代田区内での会議やサークル活動、集会等のための公共施設、場所を増設させよう。
2. 千代田区及び企業の震災・防災対策、帰宅困難者対策を強化させよう。
3. 中小企業の経営を守るために、「消費税増税ノー」を国に意見発信させよう。
4. 緑とやさしさのまち、環境と景観を守るためのまちづくりルールをつくらせよう。
5. 原発ゼロ政策を取るよう、国に意見発信させよう。

(5) 平和と民主主義を守るたたかい

1. 憲法改悪反対の運動を強化しよう。改憲手続き法ともいえる国民投票法の発動に反対しよう。有事3法、テロ特措法、海賊法を実効ないものにするため、たたかいを強化しよう。
2. 集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回、特定秘密法廃止をかちとろう。
3. 改悪教育基本法に基づく教育行政を監視し、子どもたちを大切にす教育を実現させよう。
4. 日米安保条約廃棄のたたかいを強めよう。基地撤去の運動を強化しよう。普天間基地の返還および辺野古への移転、オスプレイの配備に反対しよう。
5. 軍事費や在日米軍の費用負担（思いやり予算）を削減・中止させよう。日米地位協定の見直しをすすめよう。米軍用地の強制使用を半永久的にした「特措法」を廃止させよう。
6. アジア・太平洋各国の戦争被害者、とくに元従軍慰安婦や強制労働者に対し、正当な国家補償をさせよう。
7. 核戦争阻止、核兵器完全廃絶のたたかいを強めよう。
8. 核艦船の日本寄港に反対し、いっさいの核持ち込みを阻止しよう。
9. 千代田区の「非核・平和都市宣言」の精神を生かし、積極的に平和事業を実現し参加していこう。
10. ソマリア海から自衛隊を撤退させよう。武器禁輸三原則を堅持させよう。憲法違反の自衛隊の増強に反対しよう。
11. すべての核兵器の実験、製造、貯蔵、使用の国際禁止協定をかちとり、被爆者援護法を即時制定させよう。原水禁運動の統一をかちとろう。
12. 警察拘禁二法の立法化、刑法・少年法改悪、靖国神社などすべての反動立法に反対しよう。
13. 国会議員の比例定数削減に反対し、民意をゆがめる小選挙区制、政党助成法を撤廃させる取り組みを強めよう。政党法導入のたくらみに対しては、断固反対してたたかおう。
14. 国民主権の原則や表現の自由の立場から、選挙活動の自由をかちとろう。そのために公職選挙法による、戸別訪問の禁止、立会演説の廃止、文書図画の規制に対する改善を勝ち取ろう。
15. 司法反動に反対し、民主主義を守りぬこう。最高裁判官国民審査制度の改正をかちとろう。
16. 教科書の検定強化、教育・文化の反動化、軍国主義化に反対し、真実の報道、言論・出版・集会の自由を守ろう。
17. 「新しい歴史教科書をつくる会」の歴史・公民教科書を子どもたちにわたさないよう運動を強めよう。
18. 日の丸・君が代の押し付けをやめさせ、押し付けに反対した教師らに対する処分を撤回させよう。憲法違反の「靖国公式参拝」をやめさせよう。
19. 再販制を堅持するため、ひきつづき運動を強めよう。

20. 国公法による選挙弾圧をやめさせよう。憲法違反の国公法の条文を廃止させよう。

21. 基本的人権、結社の自由、団結権・争議権などを侵害する共謀罪に反対しよう。

22. 憲法違反の破壊活動防止法を廃止させよう。また、プライバシー保護の点から問題の多い盗聴法反対、住民基本台帳ネットワークシステム法（住基ネット）、国民総背番号制（マイナンバー制）を廃止させよう。

23. 公安条例・拡声機規制条例撤廃、労働運動・民主運動に対する権力の介入、弾圧反対、ビラまき・ビラはり・集会・デモ行進などの自由をかちとろう。

24. 広範な都民や区民、区内民主勢力の団結の力で革新都政および区政の実現をめざそう。

（6）組織を強化するたたかい

1. 組合民主主義を確立し、民主的労働組合をつくりあげよう。

2. すべての未組織労働者のたたかいを援助し、労働組合に組織しよう。

3. 区内のすべての労働組合を結集し、区労協を名実ともに全労働者を代表する組織として強化しよう。

4. 産別地域組織との連携をつよめ、産別統一闘争の発展を地域から強化しよう。

VI、たたかいのかまえ

（1）組織の拡大

①未加盟組合の加盟促進

この1年、新たな加盟組合は中国巨龍旅行社労組の1組合だけにとどまりました。一方で、組合員がいなくなったことを理由に出版労連檜書店分会と全国税麴町分会が、組合員減少による活動低下を理由に全国一般キャラバン分会と国労新幹線運転所分会の4組合が脱退しました。今日の情勢のもとで、区労協が真に区内の労働組合のセンターとして、よりいっそうの役割を發揮するためには、区労協組織の拡大強化が不可欠な課題です。以下の取り組みをおこないます。

I. 重点組合の設定と加盟オルグ行動を行います。

II. 区労協の運動を宣伝し、たえず共同行動への参加を呼びかけます。

III. 各産別地域組織と連携を密にします。

IV. 春闘共闘加盟のオルグも積極的に行います。

②未組織の組織化

未組織の仲間のたたかいを支援し、その組織化をすすめる事業は、労働戦線の統一をめざす基本的課題のひとつです。以下の取り組みをおこないます。

I. 各ブロックで未組織ビラ宣伝行動を行います。

II. 産別地域組織と連携を強め宣伝を行います。

III. ホームページで宣伝を行っていきます。

（2）組織の強化

①常任幹事会の執行体制の強化

区労協の果たすべき役割が増すにともなって、執行機関である常任幹事会の団結強化と指導性の發揮がいっそう求められます。このことを自覚して、常任幹事の結集を強めるとともに、三役会議および事務局会議の充実、各ブロック、専門部の責任体制を明確にした幹事会運営につとめます。

②他団体との連携

区内民主団体、住民団体、中央区労協との連携をはかります。また、法律事務所との情報交換、連携強化のための懇談会開催も進めていきます。

③財政の確立

区労協の組織状況は、ここ数年、リストラや定年退職などによる脱退などで大変きびしいものがあります。財政確立のためにも、新規加盟組合の促進を追求します。

また、労金振り込み制による会費の当月納入が、全組合に定着するように努力します。

（3）ブロック体制の強化

区労協の運動を大衆的に発展させるため、日常的に行き来できるブロックの規模で交流や相互支援をおこなえるような体制をつくることが重要です。このために、全ブロックが幹事会体制をいっそう強化するするとともに、ブロック会議を定例化するなど、活動の継続性をさらに強めていく必要があります。ブロック会議は麴町ブロックで定例化していますが、他のブロックでは開

けない状態となっており改善が求められます。

全ブロックにおいて会議を開催することや、一つでも多くの組合が参加できるように会議の連絡体制を強化、オルグ活動を強化するなど会議への結集を強めていく必要があります。また、ブロック独自の活動の取り組みを進めていきます。今年度もこうした課題を実現させ、活動の発展を期して以下の点を重点に取り組みます。

- ①常任幹事を中心にブロック三役体制を確立します。
- ②ブロック会議のオルグ活動を強化します。
- ③ブロック総会を開催し、年間方針および春闘方針を策定し行動します。
- ④ブロック活動を身近に感じる運動づくりからも、ブロックニュースを発行します。
- ⑤ブロックの幹事の合同会議を適宜開催し、運動の交流をはかります。

(4) 専門部体制の強化

★組織部

この1年、千代田総行動の朝ビラで未組織への宣伝を行いました。加盟促進のオルグは不十分でしたが、今期は次の方針で取り組みます。

[未加盟組合対策]

①ブロック総会、春闘討論集会など機会をとらえてオルグ活動をおこない、未加盟組合の参加を要請する。

- ②ブロックごとに春闘前までにリストを作成し、加盟促進行動を計画する。
- ③各単産との連携を密にして交流をはかる。
- ④区労協主催の未加盟組合懇談会を年1回開催する。

[未組織対策]

- ①各単産との連携で今期の重点未組織労働者のリストを作成します。
- ②区労協独自のビラ配布行動、各単産との共同で未組織ビラ配布行動をおこないます。
- ③組織問題についての学習会を開催する。

★教宣部

機関紙を5回発行しました。年末一時金と春闘での要求・回答情報の発行など改善が求められます。総行動のビラ、消費税増税反対のビラ、69行動のビラ、平和集会の宣伝ビラなどについての教宣部としての役割を果たしました。今期は次の方針を掲げて取り組みます。

- ①機関紙の毎月発行をめざします。
- ②ホームページの内容を充実させていきます。
- ③部会を開き、取り組みを強めます。

★争議対策部

①千代田争議団との連携を強めます。
②争議状況を知ってもらうために、区労協機関紙の活用を図るとともに、各争議団とも連携して取り組みをすすめます。

- ③千代田争議団の物販・カンパ活動の支援をいっそう強めます。

★文化部

千代田文化実行員会や文化団体の協力を得ながら、演劇など職場に広げる取り組みをおこないます。ピースフェスタの開催を検討していきます。

(5) 共闘と連帯

①区労協の長年にわたる戦闘的伝統を地域の運動に生かしていくために、要求の実現に向けて、要求が一致するあらゆる労働組合や市民団体、千代田区議会の会派との共闘、統一行動を積極果敢にすすめます。

②国民生活を守り抜くとともに、民主主義の擁護と日本の平和、安全をかちとるために、広範な民主勢力を結集した巨大な戦線をつくりあげ、政治の革新をめざしていきます。運動を進めるに当たっては、討論の機会を持つなどして加盟組合の自主性を尊重します。

③区内の民主勢力との共闘をすすめるにあたっては、一定の自己規律と秩序を維持し、いわゆる暴力集団とは共闘しない方針で臨みます。